

令和5年度 認証評価

聖霊女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和5(2023)年6月

目次

自己点検・評価報告書	
1. 自己点検・評価の基礎資料	2
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	23
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	27
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	47
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	64
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	80
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	81
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	87
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	89
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	92
【資料】	
[様式9] 提出資料一覧	
[様式10] 備付資料一覧	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の「短期大学認証評価マニュアル[令和4(2022)年6月改定]」を参考にし、聖霊女子短期大学令和4(2022)年度の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和5年6月30日

理事長

マッテュ フィリップ

学長

マッテュ フィリップ

(ALO

高山 裕子)

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び聖霊女子短期大学の沿革

学校法人聖霊学園は明治41(1908)年、女子教育の振興普及と布教を目的に聖霊奉侍布教修道女会(カトリック)のシスターピアをはじめ5人のドイツ人修道女が来日、秋田市亀ノ丁本新町に私立檜山幼稚園を開園したことに始まった。その後、私立女子職業学校が開校され、私立聖霊高等女学院、私立聖霊高等女学校などの改称を経て、新学制を機に、聖霊中学校、聖霊高等学校となった。また、聖霊女子短期大学の設置に伴い、聖霊女子短期大学附属幼稚園、附属中学校、附属高等学校と改称された。

現在の学校法人の構成は、聖霊女子短期大学、附属高等学校、附属中学校(休校中)、附属幼稚園・保育園である。

<学校法人の沿革>

明治41(1908)	私立檜山幼稚園開園
明治42(1909)	私立女子職業学校開校
昭和03(1928)	私立聖霊高等女学院設置認可
昭和16(1941)	私立聖霊高等女学校と改称 幼稚園も同附属檜山幼稚園と改称 財団法人聖霊学園となる
昭和22(1947)	聖霊中学校設置認可
昭和23(1948)	新学制に伴い聖霊高等女学校を聖霊高等学校に転換設置
昭和24(1949)	聖霊高等女学校附属檜山幼稚園を聖霊幼稚園と改称
昭和26(1951)	学校法人聖霊学園となる
昭和29(1954)	現在の聖霊女子短期大学附属高校の校地に短大校舎(マリア館)完成
	聖霊女子短期大学設置認可
	幼稚園、中学・高等学校の名称を聖霊女子短期大学附属幼稚園・中学校・高等学校と改称
平成27(2015)	附属中学校休校 附属幼稚園を廃止、(認定こども園)聖霊女子短期大学附属幼稚園・保育園設置認可

<聖霊女子短期大学の沿革>

昭和29(1954). 04. 01.	聖霊女子短期大学開学[1954(昭和29)年2月25日認可] 家庭科 入学定員40名 英語科 入学定員40名 教職(正規の課程)開設 中学校 (保健、家庭、英語)
昭和31(1956). 04. 01.	別科1年課程開設[1956(昭和31)年3月31日認可] 別科 家庭専修 入学定員40名 教職(聴講生の課程)開設 中学校 (保健、家庭、英語)
昭和36(1961). 04. 01.	別科 家庭専修廃止
昭和41(1966). 04. 01.	入学定員変更 家庭科(40名→100名) 英語科(40名→100名)

昭和43(1968).09. 昭和43(1968).04.01.	現在地の寺内高野に短大校舎(ピア館、ザビエル館)完成、移転 音楽科増設[昭和43年3月15日認可] 音楽科 入学定員20名 家庭科を家政科に改称
昭和44(1969).04.01.	教職(正規の課程)増設 中学校教諭2級普通免許状 (音楽)
昭和57(1982).04.01.	入学定員変更 家政科(100名→140名) 英語科(100名→150名) 音楽科(20名→30名)
昭和61(1986).06.30. 平成02(1990).04.01.	テニスコート完成 家政科を生活文化科に改称 法改正に伴う教職課程再課程認定 (正規の課程)生活文化科 中学校教諭二種免許状 (家庭) 英語科 中学校教諭二種免許状 (英語) 音楽科 中学校教諭二種免許状 (音楽) (聴講生の課程)生活文化科 中学校教諭二種免許状 (家庭) 英語科 中学校教諭二種免許状 (英語)
平成03(1991).01.26. 平成08(1996).04.01.	校舎改修(ザビエルホール)、増築(ヨゼフ館)完成 生活文化科(中学校教諭2級普通免許状「保健」資格取得課程廃止) 専攻科2年課程開設 専攻科 生活文化専攻 入学定員 10名(学位授与機構認定) 専攻科 英語専攻 入学定員 10名(学位授与機構認定) 専攻科 音楽専攻 入学定員 3名
平成09(1997).09.20. 平成10(1998).04.01.	校舎増築(情報教育棟)完成 生活文化科(入学定員140名)を専攻分離 生活文化専攻 入学定員 100名 健康栄養専攻 入学定員 40名(栄養士養成施設として開設) 教職課程変更 生活文化科 中学校教諭二種免許状(家庭) →生活文化科生活文化専攻 中学校教諭二種免許状(家庭) 生活文化科健康栄養専攻 中学校教諭二種免許状(家庭)
平成12(2000).03.31.	教職課程廃止 (正規の課程) 生活文化科 生活文化専攻 中学校教諭二種免許状(家庭) 健康栄養専攻 中学校教諭二種免許状(家庭) 英語科 中学校教諭二種免許状(英語) 音楽科 中学校教諭二種免許状(音楽) (聴講生の課程) 生活文化科 中学校教諭二種免許状(家庭) 英語科 中学校教諭二種免許状(英語)

平成13(2001).04.01.	入学定員変更 英語科(150名→100名) 英語科を文化コミュニケーション科に改称 専攻科2年課程増設 専攻科 健康栄養専攻 入学定員10名 (学位授与機構認定、4年制栄養士養成施設として開設)
平成13(2001).04.01.	入学定員変更 生活文化科 生活文化専攻(100名→80名) 健康栄養専攻(40名→60名)
平成14(2002).03.31.	専攻科 英語専攻廃止
平成16(2004).04.01.	入学定員変更 文化コミュニケーション科(100名→60名)
平成18(2006).03.31.	専攻科 生活文化専攻廃止
平成20(2008).04.01.	生活文化科生活文化専攻(入学定員80名)を専攻分離 生活文化専攻 入学定員30名 生活こども専攻 入学定員50名(保育士養成施設として開設) 教職課程開設 生活文化科 生活こども専攻(幼稚園教諭二種免許状) 入学定員変更 音楽科(30名→0名)募集停止 専攻科 音楽専攻(3名→0名)募集停止
平成21(2009).03.31.	音楽科廃止 専攻科 音楽専攻廃止
平成22(2010).04.01.	入学定員変更 文化コミュニケーション科(60名→0名)改組・募集停止 生活文化科生活文化専攻(30名→90名) 生活文化コース・文化コミュニケーションコースの2コース制に改組 専攻科 健康栄養専攻(10名→15名)
平成23(2011).03.31.	文化コミュニケーション科廃止
平成24(2012).03.31.	校舎改修(セシリア館)完成
平成26(2014).04.01.	教職課程増設 生活文化科 健康栄養専攻(栄養教諭二種免許状)
平成27(2015).04.01.	生活文化科生活文化専攻(入学定員90名) 生活文化コース・文化コミュニケーションコースの2コース制の募集停止、生活文化専攻(入学定員90名)として募集
平成30(2018).04.01.	入学定員変更 生活文化科生活文化専攻(90名→50名)
令和04(2022).04.06.	校舎改修(グローバルラウンジ)完成

(2) 学校法人の概要

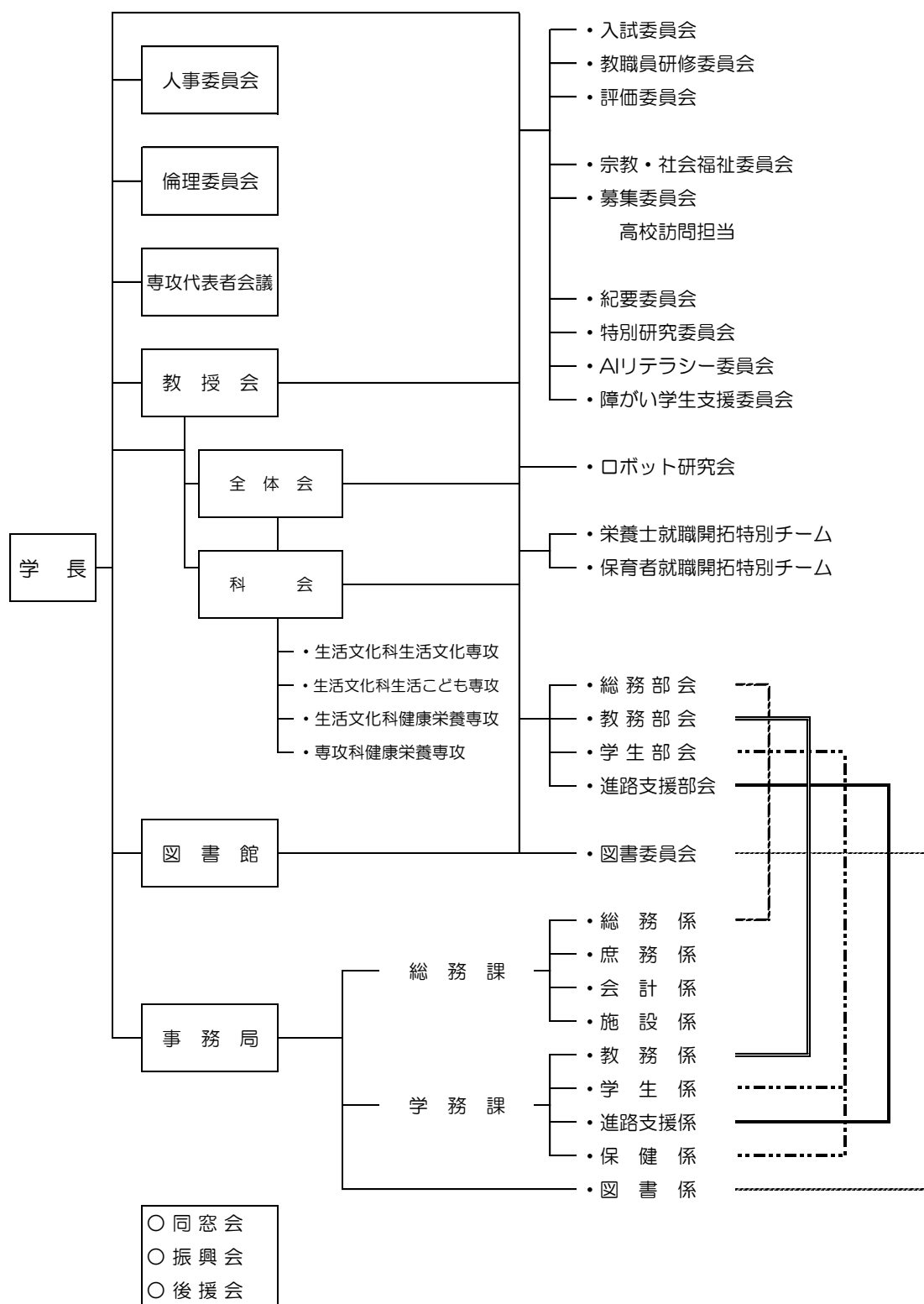
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和5(2023)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
聖霊女子短期大学 (他に専攻科)	〒011-0937 秋田市寺内 高野10番33号	160 (15)	320 (30)	257 (22)
聖霊女子短期大学 附属高等学校	〒010-8533 秋田市南通 みその町4番82号	320	960	431
聖霊女子短期大学 附属中学校	〒010-8533 秋田市南通 みその町4番82号	休校中		
聖霊女子短期大学 附属幼稚園・保育園	〒010-0012 秋田市南通 みその町5番 3号	116		102

(3)学校法人・短期大学の組織図

2023年度 聖霊女子短期大学 組織図

2023年5月1日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 秋田県・秋田市の人口（毎年10月1日現在）

	平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
秋田県	980,684	965,927	959,502	944,874	929,915
秋田市	308,482	306,178	307,672	305,586	303,048

〔「秋田県の人口と人口動態」より〕

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

出身地			平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度	
(県及び県内地区)			人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
1	秋田県	秋田市中央地区	67	57.3	71	61.7	81	59.6	101	70.6	86	66.7
2	秋田県	秋田市周辺地区	11	9.4	9	7.8	12	8.8	10	7.0	12	9.3
3	秋田県	男鹿地区	8	6.8	5	4.3	3	2.2	1	0.7	3	2.3
4	秋田県	由利本荘地区	8	6.8	8	7.0	6	4.4	7	4.9	10	7.8
5	秋田県	北部地区	5	3.0	5	3.0	9	6.6	3	2.1	6	4.7
6	秋田県	南部地区	18	15.4	17	14.8	25	18.4	19	13.3	12	9.3
7	山形県		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	岩手県		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9	青森県		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10	その他		0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	1.4	0	0.0

■ 地域社会のニーズ

秋田県の人口は減少する一方で、平成29(2017)年には100万人を下回った。県内の18歳人口も減少傾向にあり、県内各高等教育機関では改組や教育内容の充実により学校の魅力づくりに努め、地域社会との連携を深め、地域に貢献する活動に積極的に取り組んでいる。

秋田県が高等教育機関に寄せる期待は、県内高等教育機関全体を編み込んだ「大学コンソーシアムあきた」を県主導で立ち上げたことにも見ることができる。さらに、地域社会に貢献する教育事業に対し、秋田県は補助金制度を設けており、地域社会の期待に応えられる教育機関への支援体制がある。

本学についても独自の社会貢献活動及び地域社会での事業の実施にあたって、指導者、講師派遣の要請があり、それに応えるようにしている。また、「大学コンソーシアムあきた」の高大連携授業や本学独自の公開講座等で地域の期待、要請に応えている。

本学の令和5(2023)年3月卒業生の就職率は99%で、その内76%が県内に就職しており、県内のさまざまな職場のニーズに応えている。

なお、令和2(2020)年3月以降のコロナ感染症の世界的な拡大により、国内でも社会環境、教育環境が大きく変化し、教育活動にも大きな変革が現在も求められている。本学では、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度は一部リモートで授業を行ったが、学生の単位修得の教育環境の整備を行い、概ね対面で授業や学内実習などを行うことができた。卒業後の進路についても社会の状況に対応した教育活動を推進している。

■ 地域社会の産業の状況

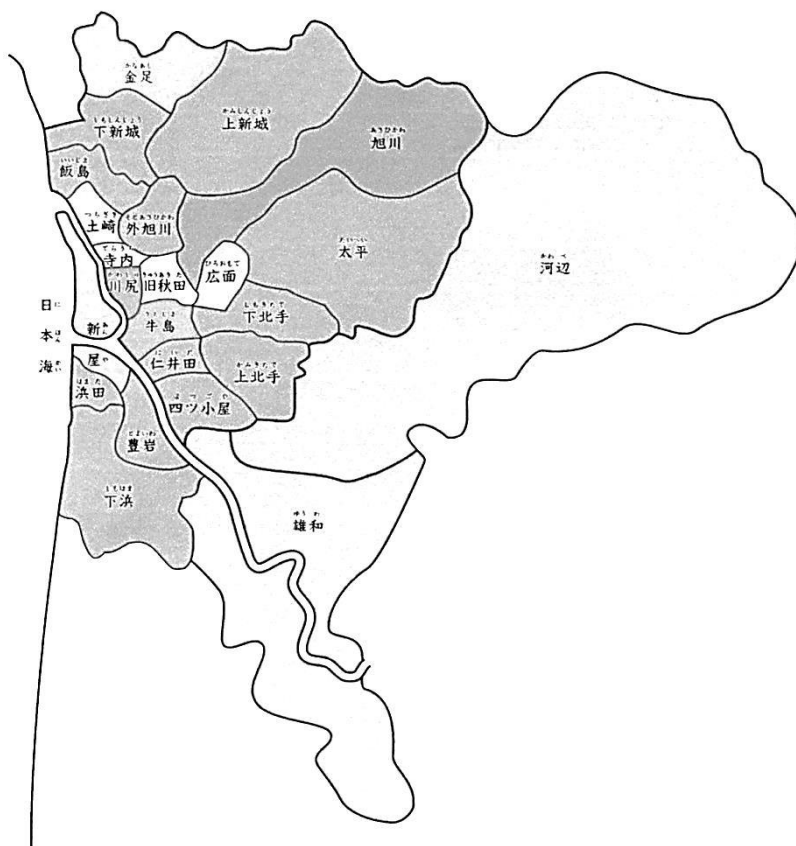
少子・高齢化率が全国で最も高い秋田県は、地域社会の産業を含めた状況から、重要課題として取り組む事項を県民の調査結果を参考に取り組む姿勢を示している。

調査結果から、秋田県の産業を含めた課題が見える。上位10件は次のとおりである。

- (1)若者に魅力的な働く場所の確保
- (2)結婚、出産、子育てのしやすい環境の整備
- (3)誰もが働きやすい職場環境の整備
- (4)介護・福祉サービスの充実
- (5)医療提供体制の整備
- (6)農林水産業の担い手の確保
- (7)高校生や大学生の県内就職の促進
- (8)鉄道や航空・地域交通などの整備
- (9)地域経済をけん引する企業の創出・育成
- (10)道路ネットワークの整備と道の駅の魅力向上

[令和4年度データ県民意識調査報告書(2022年8月31日)より]

■ 秋田市の全体図



■ 周圍環境図



(5)課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a)改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマC 自己点検・評価] 提出された自己点検・評価報告書に記載上の不備がみられたので、今後一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。
(b)対策
提出した自己点検・評価報告書に、説明が不十分な箇所、要求されていることと異なる記載があったので、実情に合わせて訂正する。今後は、評価校マニュアルの自己点検・評価の観点を熟読し、評価委員会で記述内容を入念に確認して、同じ誤りを繰り返さないように注意する。
(c)成果
「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」の記載上の不備を改善。

(a)改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマA 人的資源] 「個人情報保護に関する規程」及び「ハラスメントに関する規程」の速やかな整備が求められる。
(b)対策
個人情報保護やハラスメントに関する研修会等に参加し、他大学の規程を参考にしながら、早期に規程を作成する。
(c)成果
令和2(2020)年度に規程を作成し、令和2(2020)年6月1日施行。

(a)改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマB 物的資源] 防災対策として、毎年、教職員対象に初期消火訓練、放水訓練を行っているが、学生対象には、消防署や関連機関と連携し、火災や自然災害など防災に関する講演を行っているだけなので、学生参加の訓練実施が望まれる。
(b)対策
早い機会に、遅くとも次回の第三者評価までに、学生参加の訓練を実施する。
(c)成果
平成30(2018)年10月11日と令和2(2020)年10月15日に学生・教職員参加の避難訓練を実施した。令和3(2021)年度からは毎年4月に学生・教職員参加の避難訓練を実施した。

(a)改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマD 財的資源] ①学校法人全体の財務については、余裕資金はあるものの、事業活動収支が過去3年間、短期大学部門では過去2年間、支出超過となっているので改善が望まれる。
(b)対策
改善の主要な対策は学生数増加を図ることにある。そのために、施設・設備の整備を行い、学生募集活動についても、改善の余地がないか検討を行った。令和3(2021)年度はザビエルホールにエアコンを設置して短大の魅力アップを図り、県内の高校訪問、学外の入試説明会に参加し、オープンキャンパスを開催した。
(c)成果
令和3(2021)年度入学生の入試において、生活こども専攻と健康栄養専攻では定員の50～70%であったが、生活文化専攻は定員を充足した。

(a)改善を要する事項(向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマD 財的資源] ②短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、充足率をあげるように努力されたい。
(b)対策
基準Ⅲ 教育資源と財的資源 [テーマD 財的資源]に記載したとおり、入学生を増やすべく、対策を講じるとともに、事務職員の役職を教員が兼務するなど、人件費の削減も図った。
(c)成果
令和3(2021)年度に実施した入試では、生活文化専攻の収容定員充足率100%と前年度より改善した。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合は、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a)改善を要する事項
なし
(b)対策
(c)成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応(「早急に改善を要すると判断される事項」)
評価の過程で、専攻課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学則等に定められていないという、早急に改善を要する事項を指摘され、機関別評価結果の判定までに、学則を変更した。
(b) 改善後の状況等
指摘を受けた「専攻課程ごとの人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的」を学則の第1条に定めた学則変更を、文部科学省に届け出、平成31(2019)年4月1日から施行している。短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、法令順守の下、その向上・充実に向けて自己点検・評価活動を行っている。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況(令和4(2022)年度)

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

公的資金(補助金を含む)の管理については、公的資金を申請した事業計画の執行状況を精査のうえ、資金の支出に際しては、その事業計画に適合した支出であるか否かについて、事業(教育・研究)部門と会計部門の双方で確認している。公的資金の適正管理のための規程(「公的研究費の管理に関する規程」「競争的資金の間接経費使用に関する基本方針」「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」など)に基づき運用している。

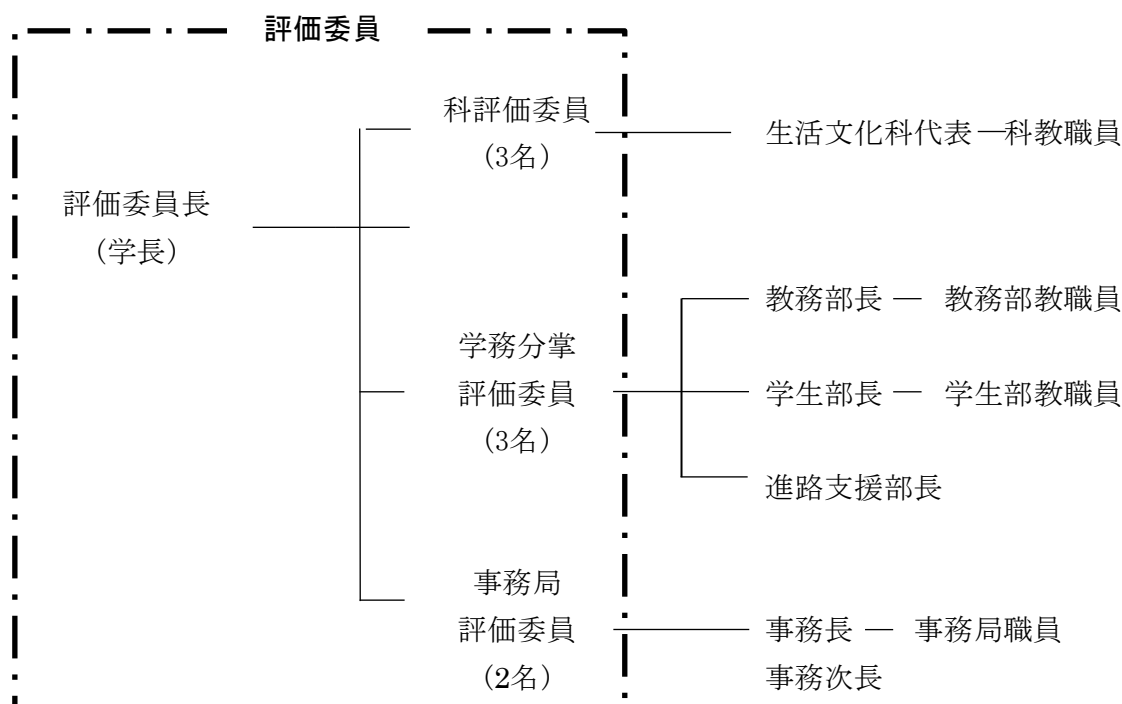
年2回公認会計士による監査を受けているが、特に指摘事項はない。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

委員長	マッテュ	フィリップ(教授、理事長・学長)
委員	横溝	眞理(教授、生活文化科長、生活文化専攻主任、教務部長)
委員	畠山	君子(講師、生活こども専攻主任)
委員	高山	裕子(教授、健康栄養専攻主任)
委員	織田	栄子(教授、学生部長)
委員	佐藤	恵(講師、進路支援部長)
委員	高橋	恵喜(事務長、総務部長)
委員	渡部	英紀(事務次長)

■ 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)



■ 組織が機能していることの記述(根拠を基に)

評価委員会が令和4(2022)年度に限らず、以前から継続的に取り扱ってきた多くの検討事項の中から、主なものを以下に記載する。記載内容から組織が機能していることは明らかで、自己点検・評価報告書の記述の根拠となっている。

- ① CAP制については、生活文化専攻において学期あたりの登録上限を27単位とし、実施した。
- ② FD、SDについては、「教職員研修委員会規程」に基づいて毎年実施している。
- ③ 提出資料・備付資料の再確認をした。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録(自己点検・評価を行った令和4(2022)年度を中心に)

- ① 令和4(2022)年度は、前年の令和3(2021)年12月6日に、7名の委員による出席のもと、評価委員会を開催し、(イ)令和5(2023)年度用評価校マニュアルに沿って作成した「自己点検・評価報告書 作成資料依頼先一覧」を配付し、令和4(2022)年度自己点検・評価報告書の作成に向けた今後の予定について学内に周知する

こと、(ロ)機関別評価結果への対処等について話し合った。評価委員会は開催の都度、案件の作成、記録の作成を行っている。

- ② 短期大学基準協会の評価基準と、それぞれの評価基準において、どのようなことが求められているか、について理解を図ることと、年度末に評価のための資料を提出してもらうために、「自己点検・評価報告書作成資料依頼先一覧」を全教職員に配付している。これには全基準の要求事項と、それに対応した資料の提出依頼先が明示されている。
- ③ 評価委員会においては自己点検・評価基準と自己点検・評価報告書作成マニュアルの理解を図るとともに、各基準の報告書記述担当委員を定めている。
- ④ 記述担当委員は評価委員会が決めた時期に、「自己点検・評価報告書作成資料一覧」に従って、担当基準について評価資料の提出を求める。
- ⑤ 記述担当委員は提出された評価資料を取り入れながら、担当基準について報告書の原稿を記述する。
- ⑥ 最終的に自己点検・評価報告書作成マニュアルの指示に適合しているか、評価委員会において確認し、年度の自己点検・評価報告書として決定する。
- ⑦ 「令和4(2022)年度自己点検・評価報告書」も、以上の活動を経て作成されたものである。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

〈提出資料：1〉学生便覧 [2022(令和4)年度]

〈提出資料：2〉本学ウェブサイト「建学の精神」(写)

<https://www.akita-seirei.ac.jp/tandai/about/spirit>

〈備付資料：1〉学園史一光のまなびやー

〈備付資料：2〉聖霊学園百年史(書籍)、110年史(CD)

〈備付資料：3〉全体会議事録および配付資料[令和4(2022)年4月6日]

〈備付資料：4〉学園教職員研修会しおり[令和4(2022)年10月31日]

〈備付資料：5〉2022年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」報告書 秋田県における女性の活躍推進に向けた栄養士育成教育の強化

〈備付資料：6〉聖霊女子短期大学学内報[令和4(2022)年度]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1の現状>

本学の建学の精神は、カトリックの価値観、世界観、人間観に基づいて真理を探究し、愛に生きる全人教育である。すべての人間が家族を構成するものであり、相互に兄弟としての精神をもって愛の掟を守ることである。その掟は、イエス・キリストが「わたしがあなただけを愛したように、互いに愛し合いなさい」と示された、他者の救いをも視野に入れた兄弟愛、隣人愛である。この愛の精神が本学の建学の精神であり、「聖霊学園は、神の愛である聖霊によって一つに結ばれた共同体である。人間一人ひとりが神から与えられた、かけがえのない存在であるという確信のもとに、学園に学ぶすべての人が、神に期待される人間に成長できるように力をつくしている。神に期待される人間像とは、イエス・キリストにならい、神を敬い、自分も人も被造界をも大切にし、人のためにつくしながら、人々と共に生きることでできる人のことである」という教育理念・理想を明確に示している。建学の精神は、教育基本法の第一条に掲げられている「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な

国民の育成」との教育の目的に合致し、私立学校法に基づいた公共性を有しており、学生便覧(資料：提出1)やウェブサイト(資料：提出2)にも掲載し、学内外に表明するとともに、学内の教職員も共有している。共有する場としては、年度当初に開催される全教員出席の会議がある。配付資料をもとに、理事長・学長が、建学の精神について詳しく説明し(資料：備付3)、内容の理解と浸透を図るとともに、具体的な日常の教育の場面での指導事例を示している。また令和4(2022)年10月31日(月)に、「建学の精神の理解を深め、改革を進めるために」という目的のもと、「グローバル化とデジタル化、少子化の中で、従来の教育からの変革を進めるためのカトリック教育機関の教職員の使命を考える」というテーマで、学園教職員研修会が開催された。同じ学園内の幼稚園・高校・短大の教職員が一堂に会し、講話・討論を通じて、建学の精神を再認識する重要な機会としている(資料：備付4)。学生に対しては、入学式や卒業式において、理事長・学長が建学の精神に言及し、全学共通必修科目の「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」や「女性論Ⅰ・Ⅱ」で取り上げるのみならず、朝礼や静修、クリスマス行事の機会にも触れることにより、共有を図っている。建学の精神については、全体会(全教員と一部事務職員が出席)、科会議、専攻会議などによって、毎年点検・検討を行う等、定期的に確認している。

〔区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2の現状>

- (1) 次の①～③に示した公開講座、高大連携授業、セミナーを実施し、地域貢献に取り組んでいる。

① 地域児童に対する講座(聖霊女子短期大学)

秋田県補助事業による児童向け公開講座(食育)

内容： ・英語の学習を組み込んだ食育講座
・体育館、グローバルラウンジでの遊び
・図書館での読書

(資料：備付5 24～26ページ、備付6 No. 240)

- 7/27 土崎カトリック学童クラブ 児童45名、引率者4名
- 8/4 飯島児童クラブ 児童17名、引率者3名

② 高大連携授業(カレッジプラザおよび聖霊女子短期大学、人数は登録者数)

(資料：備付6 No. 240/243)

- 「ようこそ保育の道へ」[7/27、7/28(全4回)本学/22名]
- 「食品と栄養の基礎知識」[6/18～7/16(全5回)カレッジプラザ・本学/27

名]

- 「食品と栄養の基礎知識」[10/8(全2回)カレッジプラザ/11名]
- 「多様な子どもと共に育つ保育(遊び体験や事例検討を通して学ぶ保育の原理)」[10/26、10/27(全2回)カレッジプラザ/7名]

③ セミナー(聖霊女子短期大学)

- 管理栄養士国家試験対応セミナー[7/23～12/17(全9回)申込者8名/参加延べ人数48名](資料:備付6 No. 244)

(2) 以下に示した地域社会との交流事業を実施するとともに、各団体の役職や講演会の講師として地域貢献に取り組んでいる。

① 地域社会との交流事業

- 令和4(2022)年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」として下記の3件が採択され、秋田県の栄養士の人材や秋田県の発展に貢献する人材育成に向けた活動を行った。
 - 子どもが喜ぶ中食・内食の『和惣菜』開発を通じた県内産業即戦力育成プログラム
 - 秋田県における女性の活躍推進に向けた栄養士育成教育の強化
 - 秋田県の地域文化理解と情報発信力養成により、地方の活性化に貢献する取組

(資料:備付6 No. 238)

- 秋田県中小企業団体中央会、協同組合ニカホノサキ(にかほ市)ならびに本学による産学連携事業「高齢者向けフレンチ」開発
- 株式会社伊徳と本学による幼児期向け和惣菜の開発、宣伝動画の制作

② 職員研修会への講師派遣

- 秋田市土崎に本部がある社会福祉法人の職員を対象に、職員の資質向上を目的として、2回の研修会を実施した。秋田市内の4施設に勤務する職員には対面、横浜市および東京都の5施設に勤務する職員にはオンラインで実施した。
 - 2022年6月17日(金)新任研修
保育所・認定こども園に勤務する1～2年目の保育者45名参加
 - 2023年1月6日(金)園長研修
園長9名を対象とする研修

③ 委員等

短期大学基準協会認証評価委員、女性研究者支援コンソーシアムあきた連絡協議会委員、秋田県栄養士会機関誌「栄養秋田」編集委員、スポーツ栄養指導部会委員(秋田県スポーツ科学センター)、「大学コンソーシアムあきた」運営委員・企画開発部員・活動推進部員、秋田県教職キャリア協議会委員、秋田県健康づくり審議会栄養・食生活部会委員、秋田市立外旭川中学校運営協議会委員、秋田市立土崎中学校運営協議会委員、学校法人バプテスト学園理事、秋田県児童会館運営委員長、全国保育士養成協議会東北ブロック理事、秋田県研究課題評価専門委員、食の国あきた推進

会議委員、低塩みそ汁検討会、秋田たすけあいネットあゆむ個人会員、秋田県社会福祉審議会委員。

④ 講師・指導等

2021(令和3)年度体力診断事業アスリート総合診断アドバイザー(秋田県スポーツ科学センター)、秋田県放課後児童支援員認定資格研修会講師、秋田県保育研究会幼児教育分科会講師(助言者)、秋田県食肉事業協同組合連合会講師、本学公開講座講師、高大連携授業講師、本学管理栄養士国家試験対応セミナー講師、食生活改善市民講座講師、秋田県私立幼稚園・認定こども園連合会夏季教員研修会講師。

⑤ その他

秋田大学非常勤講師、秋田日本赤十字看護大学非常勤講師。

(3) 次の①～③に示したボランティア活動を通じて地域に貢献している。

① 体験学習と連携した活動

○ 里親募金(社会福祉・園芸委員会)

本学はチャイルドフアンドジャパンのスポンサーシッププログラムに参加し、フィリピンの2人の子どもたちの里親となっている。5月26日の学生部アセンブリで学生たちに制度と趣旨を説明し、学生と教職員による募金が行われ、102,643円を送金した。(資料：備付6 No. 239)

○ クリスマスの日(学校行事)の活動

12月9日、体験学習Ⅰと社会福祉・園芸委員会の活動として、学内でクリスマスカード・リース、雑巾の製作等を行い、施設へ寄贈した。新型コロナウイルス感染拡大で、街頭募金は実施できなかった(資料：備付6 No. 244)。

② イベントの手伝い等

新型コロナウイルス感染症拡大で、学外のイベントの手伝いが大幅に減少した。令和5(2023)年1月8日、CNAアリーナ(秋田市立体育館)で開催された秋田市「二十歳(はたち)のつどい」が行われ、本学学生が運営協力委員として秋田市教育委員会とともに企画・運営に関わった(資料：備付6 No. 244)。

③ そのほか

○ ウクライナ支援の募金活動

ウクライナ支援のために社会福祉・園芸委員2年生が募金活動のポスターを製作・展示し、7月から8月にかけて事務局学生窓口に募金箱を設置した。募金総額5,131円を、カリタスジャパンを通じて、ウクライナに寄付した。

○ 学生のクリスマスの日の礼拝募金とミニバザーの売上金

募金と売上金の合計134,135円をカリタスジャパンに送金した(資料：備付6 No. 244)。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神が学生にどの程度理解され浸透しているかを、適正な設問の検討を含め、より正確に把握する方法を模索しており、これが課題である。現在、「卒業・修了アンケート」

や全学必修の「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」、「女性論Ⅰ・Ⅱ」、「体験学習Ⅰ」をとおして確認しているが、単位認定に関わる授業科目では正直な考えが得られない可能性も否定できず、十分ではない。また、無記名のアンケートにおいて、建学の精神に否定的回答をする学生が少なからずいること、当該学生への、より有効な教育・指導のあり方も課題となっている。

建学の精神を実践する場として、ボランティア活動等を通じた地域・社会貢献があり、必修科目の「体験学習Ⅰ」やクリスマス行事において施設訪問等を実施してきたが、令和4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症が収束せず、施設訪問は不可能であった。コロナ禍以前に実施していた時にも、課外における自主的な地域・社会貢献活動が一部の学生に限定されているのが課題となっていた。高等教育機関としての地域・社会への貢献を今後さらに向上・充実させるために、地域のニーズをしっかりと把握することが大切であると考え。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

特になし。

【テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果】

＜根拠資料＞

- ＜提出資料：1＞ 学生便覧[令和4(2022)年度]
- ＜提出資料：3＞ 学則[令和4(2022)年度]
- ＜提出資料：4＞ 本学ウェブサイト「三つの方針」(写)
<https://www.akita-seirei.ac.jp/tandai/about/policy/>
- ＜提出資料：9＞ 入学者選抜実施要項[令和5(2023)年度入学者用]
- ＜備付資料：3＞ 全体会議事録および配付資料[令和4(2022)年4月6日]
- ＜備付資料：4＞ 学園教職員研修会しおり[令和4(2022)年10月31日]
- ＜備付資料：7＞ GPA一覧表[令和4(2022)年度]
- ＜備付資料：8＞ 卒業・修了アンケート[令和4(2022)年度]
- ＜備付資料：9＞ 卒業生の就職先アンケート[令和4(2022)年度]
- ＜備付資料：10＞ 学生による授業評価結果[令和4(2022)年度]

【区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-B-1の現状＞

生活文化科の教育目的・目標については、2022(令和4)年度学生便覧(資料：提出1)の5ページに記されているように、建学の精神である神の人間に対する愛と命の尊厳を基本理念とし、科の教育目的を「心を豊かにする科学を身につけた人間の育成」と明確に示している。生活文化科に属する三つの専攻における教育目的・目標は下記のとおりである。

生活文化専攻の教育目的・目標

生活の全般に係わる学問分野について、人間らしく生きるための文化と捉えて学習し、命と人格を育むための教育・研究を行い、自己に与えられた能力を高め、社会貢献できる人材の育成を目的とする。

生活こども専攻の教育目的・目標

人間の命の大切さを深く心にとめ、子どもたちの豊かな成長を図る力を身につけた保育士・幼稚園教諭の養成に係わる教育研究を行うとともに、慈しみの心をもって、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

健康栄養専攻の教育目的・目標

栄養学の幅広い学習により、心身の健全な発達、健康の維持に係わる事項について理解し、実践力を身につける教育・研究を行い、相互愛をもって健康維持に資する栄養士として、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

科・専攻の教育目的・目標は、学生便覧(資料：提出1)に掲載している他、本学のウェブサイト(資料：提出2)にも掲載しており、学内外に表明している。年度当初に全教員が出席する会議において理事長・学長が教育理念と教育方針について語り、その年度の教育重点目標を全教員が確認してから、一年間の歩みを始めている(資料：備付3)。また毎年10月末には学園教職員研修会が「建学の精神の理解を深める」と題して行われている(資料：備付4)。同じ学園内の幼稚園・高校・短大の教職員が一堂に会し、講話・討論を通じて、本学の教育理念の根幹をなすキリスト教的人間中心主義の意義を学んでおり、教育目的・目標を再確認する重要な機会となっている。県内高校教員対象の入試説明会やオープンキャンパス、高校訪問時にも、教育目的・目標を高校生や保護者、高校教員に説明している。

科・専攻の教育目的・目標は、評価委員会における自己点検・評価作業の中で点検される他、翌年度の学生便覧を作成する際に科・専攻の会議において検討しており、今後も定期的に点検する予定である。また、本学卒業生の就職先から、毎年のアンケートを通じて、本学卒業生に対する評価を知り、本学の教育目的・目標に基づく人材育成が地域社会の要請に応えているかも定期的に点検している他、学生による地域でのボランティア活動後にも、報告書に基づいて、地域・社会の要請に応えているか、点検を実施している。

【区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I-B-2の現状＞

本学は生活文化科のみの単科であり、短期大学の学習成果が科の学習成果でもある。この学習成果は、教育目的の「心を豊かにする科学を身につけた人間の育成」に基づいて、下記のように定めている。

生活文化科の学習成果

- ① 人間に対する愛と命の尊厳を理解する。
- ② 教育研究をする態度を養う。
- ③ 科学を身につけようとする態度を養う。

各専攻の学習成果を、それぞれの専攻における教育目的・目標に基づいて、下記のように定めている。

生活文化専攻の学習成果

- ① 外国語はコミュニケーション力を高めるだけでなく、国際性を養成するものとして、基礎能力はもちろん、運用力を習得する。
- ② 情報化社会における情報処理能力および情報伝達能力を身につける。
- ③ 人間らしく生きる素養として思索的教養や国際的文化などの教養を身につける。
- ④ 食を中心とする生活文化について知的理解を基本としつつも、演習を通して実践的な力を身につける。
- ⑤ 潤いのある生活のために、生活をデザインすることは大切な能力であり、コンピュータソフトを利用しながら、実践的な力を身につける。

生活こども専攻の学習成果

- ① 福祉との結びつきの中で保育を学び、修得する。
- ② 子どもの成長・発達を理解する。
- ③ 保育・教育の実践的学習によって実践力を身につける。
- ④ 保育・教育の理論と方法について理解を深める。
- ⑤ 保育・教育の内容「5領域」について知識と理解を深める。
- ⑥ 感性と人間性を磨くために、どんな心構えが必要かを知る。
- ⑦ 幼稚園教諭、保育士の資格を取得する。

健康栄養専攻の学習成果

- ① 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生に関する科目の修得を通し、栄養士として必要な基本的知識を身につける。
- ② 栄養と健康、栄養の指導、給食の運営に関する科目の修得を通し、実際の栄養士業務に必要な応用力、実践力を身につける。
- ③ 栄養教諭二種免許取得に必要な科目の修得を通じ、地域の食育活動を推進する力を身につける。
- ④ 栄養士の資格を取得する。

科・専攻の学習成果は、学生便覧(資料：提出1)に掲載している他、本学のウェブサイト(資料：提出2)にも掲載しており、学内外に表明していると言える。GPA(資料：備付7)や卒業・修了アンケート(資料：備付8)、卒業生の就職先アンケート(資料：備付9)、学生による授業評価結果(資料：備付10)によって、学習成果を測定し、結果を全体の会議や科・専攻の会議で共有して、点検に努めている。

生活文化専攻では、GPAによる成績評価以外に、資格取得の状況、TOEIC等のスコアの伸び、情報処理に関する各種検定試験における合格状況などにより、学習成果を量的・質的データとして評価し、会議において点検している。

生活こども専攻では、GPAによる成績評価以外に、幼稚園教諭二種免許と保育士資格の取得率、専門就職の割合、資格取得に至る科目の成績状況、履修カルテなどにより、学習成果を量的・質的データとして評価し、点検している。

健康栄養専攻では、GPAによる成績評価以外に、栄養士免許と栄養教諭二種免許の取得状況、栄養士実力認定試験の結果、栄養教諭カルテ、栄養士としての就職率、フードスペシャリスト資格試験の合格率等によって学習成果を測定し、専攻会議において点検・検討している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3の現状＞

“光の子として歩みなさい”のモットーで示される聖霊学園の教育理念と、イエス・キリストの愛の精神を根幹に据える本学の建学の精神を基に定められた教育目標に照らし合わせ、卒業を認定し学位を授与するに足る力が身につけていることを判断する基準として、卒業認定・学位授与の方針を定めている。この卒業認定・学位授与の方針を達成するための、教育課程ならびに具体的な教育内容や実施方法を、教育課程編成・実施の方針として定めている。入学者受入れの方針は、以上に述べた聖霊学園の教育理念や建学の精神、教

育目標、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針等をふまえて定められ、受け入れる学生に学習成果を示している。このように、三つの方針は関連付けて一体的に定められている。

三つの方針は、学長と科長、専攻主任、各分掌の代表者等で構成される評価委員会が中心となり、短期大学基準協会の定めるところに合致するよう点検しつつ、教授会や科会議等で組織的議論を重ねて、策定された。

令和4(2022)年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の中、令和元(2019)年度までの形式・方法による教育活動は制限されたが、合宿研修の代替行事を学内で実施し、短期大学祭を縮小して開催した。施設訪問等の学外での教育活動は大幅に縮小せざるをえなかったが、学内での授業はすべて、三つの方針をふまえて、対面で実施することができた。教育課程・編成の方針に則り、カリキュラムを作成し、時間割やシラバスに基づいて授業を実施している。シラバスに記載された基準と方法で成績評価や単位認定を行い、卒業認定・学位授与は、卒業認定・学位授与の方針に基づき、科会議における確認や教授会の議を経て、学長が行っている。入学者選抜実施要項(資料:提出6)やウェブサイト等に記載され、入学前から学生の目に触れている入学者受け入れの方針を、入学後も折に触れて確認し、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針に連携させた教育活動を行っている。

三つの方針は、学生便覧(資料:提出1)に記載するとともに、ウェブサイト(資料:提出4)にも掲載し、学内外に表明している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

学習成果および三つの方針については、建学の精神に則り、かつ地域社会の要請に応える人材の育成を図るために、協議を重ねてきており、令和5(2023)年度からの全面的な改定に向けて令和4(2022)年度は科および専攻で検討した。今後はこの方針に基づき、カリキュラム編成がより適切に行われ、かつ意図した学習効果が十分に獲得されているかを定期的に点検していくことが必要と考えている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

＜根拠資料＞

〈提出資料:7〉自己点検・評価実施規程

〈備付資料:7〉GPA一覧表 [2022(令和4)年度]

〈備付資料:8〉卒業・修了アンケート [2022(令和4)年度]

〈備付資料:9〉卒業生の就職先アンケート [2022(令和4)年度]

〈備付資料:10〉学生による授業評価結果 [2022(令和4)年度]

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1の現状＞

自己点検・評価の基礎資料の、2. 自己点検・評価の組織と活動の項に示したように、自己点検・評価のための規程を整備し、学長を委員長とする、全学8名の委員で構成される評価委員会を組織している(資料：提出7)。自己点検・評価規程は全教職員に周知され、教育活動の中で、あるいは学務分掌の活動の中で、日常的に自己点検・評価が行われている。自己点検・評価活動は、毎年、短期大学基準協会の基準に基づいて行われ、自己点検・評価報告書を作成している。自己点検・評価活動は、建学の精神に基づく教育実現のためにも、また、本学の社会的存立と教育の質保証のうえにおいても、必要かつ重要なものであるという認識のもとに、全学的な理解と全教職員の参加のもとに行われている。自己点検・評価報告書の作成は、教職員に全基準の内容を一覧にした「自己点検・評価報告書作成資料依頼先一覧」を予め配付し、基準が求めている内容を理解しながら、各自が行った自己点検・評価を、自己点検・評価報告書作成記述資料として提出する。その資料を用いて評価委員会の複数の委員が担当する基準について記述し、それを総合して完成する手順となっている。自己点検・評価活動において、学生募集に関わることについては、本学で開催する入試説明会に参加した高等学校教員や付属高校の進路指導担当教員の意見聴取を取り入れている。自己点検・評価報告書は毎年度、全教職員に回覧し、卒業・修了アンケート(資料：備付8)、卒業生に対する外部評価(資料：備付9)等、その結果を改革・改善に活用している。

〔区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I-C-2の現状＞

生活文化科が掲げる「人間に対する愛と命の尊厳を理解する」という学習成果は、抽象的で、測定が難しいが、全学共通必修科目の「女性論Ⅰ/Ⅱ」や「キリスト教学Ⅰ/Ⅱ」の

成績評価で行い、専攻別教育課程の学習成果は、GPA(資料：備付7)に加え、免許や資格の取得人数、全国模擬試験の点数、専門就職の割合等で査定している。この他、卒業・修了アンケート(資料：備付8)、就職先・進学先におけるアンケート(資料：備付9)、学生による授業評価(資料：備付10)、履修カルテ等、さまざまな査定の手法を有している。

生活文化専攻では、秘書士・情報処理士・ビジネス実務士の取得状況、TOEIC等のスコアの伸び、情報処理に関する各種検定試験における合格状況などにより、学習成果を焦点とする査定を行っている。生活こども専攻では、幼稚園教諭二種免許と保育士の資格取得率、専門就職の割合、資格取得に至る科目の成績状況、履修カルテなどにより、学習成果を量的・質的データとして査定している。健康栄養専攻では、栄養士取得率、栄養士としての就職率、栄養士実力認定試験結果、栄養教諭二種免許取得数、フードスペシャリスト資格試験合格率、実習報告会における自己評価によって、学習成果を焦点とする査定を行っている。

査定の手法については、科・専攻の会議、教務部会、就職部会、進学部会、評価委員会などで定期的に点検している。

年度当初に学長から提示される教育活動重点事項、各部・委員会の年間計画、授業の到達度目標・授業計画をP(プラン)とし、各教職員が行った教育活動、各部会・委員会の活動、行った授業内容をD(ドゥー)、学生による授業評価やリアクションペーパー、年度末に作成する自己点検・評価報告書をC(チェック)として、これをふまえ、次年度に向けて課題を整理し、改善を図るのがA(アクト)であると考えられる。このように、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。

関係法令については最新の改定に注意を払い、文部科学省や厚生労働省をはじめ、関係省庁や地方公共団体から届く通達類はすべて学内で回覧され、最新の情報を共有している。私立短期大学協会をはじめ、関係機関が開催する学外の研修会等にも教職員が積極的に参加して、最新の情報を得ており、常に法令遵守に努めている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

これまで査定方法をアセスメント・ポリシーとしては明示していなかったため、科および各専攻において協議を重ねていく必要があると考えている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の『平成29(2017)年度自己点検・評価報告書』においては、次のように記述した。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

○テーマ基準Ⅰ－A 建学の精神

機関レベルについては、建学の精神に関わる教育のそれぞれの担当分野で、教育活動や内容との脈絡をもった設問によるレポートを考案し、実施する。また、専攻レベルについては、求めようとする学習成果とシラバスの授業計画の関連について検討を重ねる。

○テーマ基準Ⅰ－B 教育の効果

GPAの数値、各種検定試験のスコアなどをどのように用いるか検討を重ね、学習成果の査定方法の確立を図る。

○テーマ基準Ⅰ－C 自己点検・評価

評価委員会の活動計画を見直し、問題点や課題について検討し、改善する見通しを持つように努める。

以上のような行動計画によって改善を図る。

建学の精神に基づく学習成果については、科および各専攻の会議で検討を重ね、令和4(2022)年度に、三つの方針とともに、全面的に書き改めた。科・専攻の教育目的・目標との関係が明瞭になったので、学習成果とシラバスの授業計画の関連に基づくカリキュラムマップをより緻密なものにするとともに、PDCAサイクルや査定の仕組みについても改善していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

いまだ明文化に至っていないアセスメント・ポリシーを策定する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

〈提出資料：1〉学生便覧[令和4(2022)年度]

〈提出資料：3〉学則[令和4(2022)年度]

〈提出資料：4〉本学ウェブサイト「三つの方針」(写)

<https://www.akita-seirei.ac.jp/tandai/about/policy/>

〈提出資料：5〉シラバス[令和4(2022)年度]

〈提出資料：8〉Guidebook2023[令和5(2023)年度入学者用]

〈提出資料：9〉入学者選抜実施要項[令和5(2023)年度入学者用]

〈備付資料：8〉卒業・修了アンケート

〈備付資料：9〉卒業生の就職先アンケート

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1の現状＞

新しい評価基準が示されて以来、毎年会議を重ね、卒業認定・学位授与の方針と学習成果の関係について、検討してきた。本学では卒業認定・学位授与の方針を次のように定めている。

(1)本学の教育目標はイエス・キリストの愛に根ざした人間教育を行うことにある。それは人間の尊さと愛に目覚め、真理と自由の価値を探究し、さらに、国際的な視野をもち、賢く、思いやり深い人間を育てることにある。

本学はこのような教育理念に同意し、自らの能力や適性を高めようとする志のある者を、入学者として受け入れることを方針としている。(アドミッション・ポリシー)

この方針を受けて生活文化科の各専攻は、卒業認定・学位授与にあたって、その人間的成長と学問的な成長の成果を次のように求めている。

① 生活文化専攻

生活全般に関わる学問分野に研究的に取り組む姿勢が見られるとともに、専攻が特色としている分野それぞれについて、知識、技能、態度などの学習成果が身につけていると見ることができる。

② 生活こども専攻

人間の命の大切さを心に留め、慈しみの心をもって保育士、幼稚園教諭としてのあり方を研究しようとする姿勢が見られるとともに、専攻が求めている保育や幼児教育についての学習成果が身についていると見ることができる。

③ 健康栄養専攻

生命を支える栄養に関わる科学を学び、研究を深めようとする姿勢が見られるとともに、専攻が求める栄養関連諸科学についての知識、技能、態度が学習成果として身についていると見ることができる。

(2)科・専攻段階における規程

本学は生活文化科の中に生活文化専攻、生活こども専攻、健康栄養専攻の三つの専攻を有している。それらの専攻において学ぶ学生に対して卒業を認定し、学位を授与する方針を学則の中に規定している。

① 修業年限

2年、ただし4年を越えて在学はできない。

② 教育課程

各専攻に授業科目および単位数が定められ、それぞれ卒業するために必要な単位数が定められている。各教育課程は学生便覧の別表に記載した通りである。

③ 科目の履修方法・学習の評価

(i)各授業科目の履修を修了した者には認定の上、単位を与える。

(ii)単位取得の認定方法は試験、論文、その他の方法による。

このような卒業認定・学位授与の方針は、令和4(2022)年度学生便覧(資料：提出1)に明記され、それぞれの専攻において求められる学習成果が記載されている。また、科・専攻段階における規程として、修業年限、教育課程、科目の履修方法、学習の評価について定めており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

生活文化科の卒業認定・学位授与の方針は、学則(資料：提出3)の第1条、14条、17条に規定している。卒業認定・学位授与の方針は、学生便覧と本学ウェブサイト(資料：提出4)に掲載している。

カトリック精神に基づく実践的な専門教育と教養教育を受け、所定の単位を修得した本学卒業生は、就職先におけるアンケート(資料：備付9)においても高く評価されていることから、本科の卒業認定・学位授与の方針は社会的に通用性があると考えられる。世界各地で起きている紛争や難民・移民の問題、差別やいじめ等の人間の尊厳が踏みにじられる事件が頻発している現状やSDGs達成に向けた世界の取り組みを見るとき、高い専門性に加え、イエス・キリストの愛の実践に重きを置く生活文化科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性があり、その必要性がさらに増していると考えられる。

生活文化科の卒業認定・学位授与の方針は、科会議や専攻会議、教務部会、評価委員会をはじめとする学内の各種委員会において、定期的に点検している。

生活文化専攻では、「生活全般にかかわる学問分野に研究的に取り組む姿勢が見られる」ことを卒業認定・学位授与の方針として掲げており、それらに関する知識、技能、態度などが身についているかは、学業成績や資格取得の度合い、各種検定試験における合格状況などによって判断しており、卒業認定・学位授与の方針と学習成果は対応している。

生活こども専攻では、「人間の命の大切さを心に留め、慈しみの心をもって保育士、幼稚園教諭としてのあり方を研究しようとする姿勢が見られる」ことを卒業認定・学位授与の方針とし、幼稚園教諭と保育士の資格を取得する過程で学問的にも人間的にも成長するという学習成果と対応している。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を学則において明確に示している。この卒業認定・学位授与の方針は、幼稚園教諭・保育士としても必要とされることであり、社会的通用性があると考えられる。

健康栄養専攻における卒業認定・学位授与の方針は、「生命を支える栄養に関わる科学を学び、研究を深めようとする姿勢が見られるとともに、専攻が求める栄養関連諸科学についての知識、技能、態度が学習成果として身につけていると見ることができる」であり、学習成果は「①社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生に関する科目の学習を通し、栄養士として必要な基本的知識を身につける。②栄養と健康、栄養の指導、給食の運営に関する科目の学習を通し、実際の栄養士業務に必要な応用力、実践力を身につける。③栄養教諭二種免許取得に必要な科目の学習を通じ、地域の食育活動を推進する力を身につける。④栄養士の資格を取得する」である。健康栄養専攻の学習成果は栄養士専門科目の学修に対応しており、これらの専門科目の単位修得をすることが卒業認定・学位授与の方針の一部となっている。

各専攻の卒業認定・学位授与の方針も専攻会議や評価委員会において定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
- ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
- ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
- ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

生活文化科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に照らし合わせて策定されており、教務部会や科会議、専攻会議等で詳細に検討されていて、卒業認定・学位授与の方針とよく対応している。生活文化科の教育課程は、短期大学設置基準第4章の「教育課程」に含まれる第5条「教育課程の編成方針」と第6条「教育課程の編成方法」、第7条「単位」、第8条「1年間の授業期間」、第9条「各授業科目の授業期間」、第10条「授業を行う学生数」、第11条「授業の方法」と「成績評価基準等の明示等」にのっとり、体系的に編成されている。学習成果に対応して、教養教育科目と専門教育科目の両方を学ぶことができるように配慮されている。また、講義で学んだ内容を演習や実験・実習を通じてより深く理解できるような教育課程となっている。以前からの生活文化専攻に加えて、令和4(2022)年度からは生活こども専攻と健康栄養専攻でもCAP制を導入し、履修できる単位数の上限をsemester毎に定めている。いずれの専攻においても、シラバス(資料：提出5)には科目ごとに、目的、到達目標、授業内容、授業時間数、授業外学習の内容と時間、オフィスアワー、教科書や指定図書を掲載するとともに、成績評価基準を明示して、筆記試験、実技試験、レポート提出、授業中のプレゼンテーション、作品制作、実習報告書など、複数の評価項目を組み合わせて、成績評価を行っている。教員の配置は、教員の専門分野や資格、研究業績に基づき、短期大学設置基準の定めるところに従って、適切に行っている。建学の精神と生活文化科の卒業認定・学位授与の方針に基づき、時代の要請も加味しながら、教育課程の見直しを、教務部会や科会議、専攻会議等で行っており、必要に応じて教授会で審議し、学長が決定している。

生活文化専攻では、専門教育科目が「語学」、「情報」、「教養文化」、「食を中心とする生活文化」、「デザイン」、「ビジネス」の6分野に分けられ、同じ分野の科目が同一時間には重ならない時間割編成とし、学生たちの多様な関心や適性に応じて、幅広い教養と社会で即戦力となる力をつけられる教育課程としているとともに、2年次必修の「卒業研究」は、少人数編成のゼミ形式により、論文作成や作品制作に時間をかけて取り組む授業となっている。専攻会議において教育課程を毎年点検し、必要と認められれば、手直しを行っている。

生活こども専攻では、人間の命の大切さを深く心に留め、人々を慈しむ心を育てることのできる保育士・幼稚園教諭の養成を目指しており、保育士および幼稚園教諭二種免許を取得するにあたって、専門科目のみならず、建学の精神に根差した教養教育科目も必修として学んでいる。卒業認定・学位授与の方針と対応した教育課程を編成していると言える。幼稚園教諭や保育士の有資格者を、経歴・業績に基づいて、常勤教員として適切に配置している。専攻会議において毎年教育課程の見直しについて検討しているわけではないが、幼稚園教諭の教育課程は文部科学省、保育士養成課程は厚生労働省の管轄であり、それぞれの役所で制度の見直しが行われる際には、科目の改編等を実施してきた。

健康栄養専攻の教育課程は、厚生労働省によって栄養士養成に必要と定められた科目50単位とその関連科目、さらに栄養教諭二種免許取得のために文部科学省によって定められた科目、それに教養教育科目から成り立っており、生活文化科および健康栄養専攻の卒業認定・学位授与の方針に対応している。1年次に教養科目・基礎科目を学んだのち、2年次に実践および応用科目が編成されており、十分に体系的であると言える。科目担当者は、厚生労働省によって定められた医師・管理栄養士を含み、それぞれの科目について業績と学識を有する教員であって、適切な配置がなされている。教育課程については科会議・専

攻会議で定期的に検討している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

建学の精神に基づき、教育目標を実現するための教養教育科目を開設している。とくに「イエス・キリストの愛に根ざした人間教育」に関わる内容の「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」、「女性の尊厳と特性、使命の理解」「地球家族の一員として国際的視野をもつ」「他人に対し尊敬と思いやりを実行できる」人間形成に関わる内容の「女性論Ⅰ・Ⅱ」や「体験学習Ⅰ」といった科目を全学共通で必修とし、年次配分や修得単位数を定め、実施体制が確立されている。

生活こども専攻と健康栄養専攻では、人間教育に関わる科目や専門教育の基礎となる科目を教養教育科目として開設し、教養教育と専門科目の関連を明確にしている。

教養教育の効果については、建学の精神や教育目標に掲げる人間教育に深く関わる「女性論Ⅰ・Ⅱ」の成績評価や卒業・修了アンケート(資料：備付8)、就職先・進学先におけるアンケート(資料：備付9)をもとに、測定・評価し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

全学共通の教養教育科目と専攻ごとの専門教育科目が開設されているほか、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を全学共通の必修科目として開設し、社会人になるために必要な知識・技術・姿勢を学生に身につけさせるプログラムとして、教育課程の中に位置づけている。就職に必要な専門知識や実践的な技能の習得に向けて、専攻別に「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」担当の教員が任命・配置されている。1・2年生ともに年間15回(1回あたり90分)の授業で、自己理解、職業観の養成、社会認識・社会情勢の理解、キャリア理論の理解、社会人基礎力の養成等が主な内容であり、学内の常勤教員による授業と、外部講師による講演や指導を組み合わせている。また、常勤教員による指導の下でのグループディスカッションや卒業生による講演も取り入れて、多様なプログラムを組んでおり、進路支援部長と進路

支援部専任の事務職員を中心に、担当教職員の分担もはっきりしていて、実施体制は充分に整っている。生活こども専攻と健康栄養専攻では校外実習も職業に直結した学びの機会となっている他、生活文化専攻の学生もインターンシップで条件を満たせば「職場体験学習」（選択科目）として単位認定される。

本学卒業生の就職希望者は毎年100パーセント近くが就職をしており、就職率はきわめて高い数値となっていて、職業教育は良い成果を挙げていると考えられる。卒業生の就職先にアンケート調査（資料：備付9）を毎年実施し、職種ごとに専門知識や実践的技能について評価してもらって、回答を分析している。分析の結果は全教員に還元して、教育効果の確認資料としている。

生活こども専攻では、保育実習や幼稚園教育実習等における評価表の分析や実習先での評価を聴取し、指導の改善に反映させている。また、秋田県保育協議会の会議において施設側と意見交換を行い、教育効果を測定して、改善に取り組んでいる。また、保育者として就職した卒業生による懇談会を開催し、就職後の状況を聴取して、教育効果を測定し、改善に取り組んでいる。健康栄養専攻では、栄養士採用の企業と懇談会を開催し、企業の担当者と意見交換を行って、教育効果を測定し、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

生活文化科としての入学者受入れの方針を次のように定めている。

- (1) 本学の教育目標に掲げた理念に学ぶ意義を認める者
 - ① 人間の尊さと可能性の豊かさに目覚め、真理、愛、自由の探究の仕方を身につける。
 - ② 国際的視野をもち、賢く思いやり深い女性としての使命に気づき、実行力を養う。
- (2) 本学の設置する学科及び専攻において、目標とする学問を研究する能力や適性を有

する。

① 生活文化専攻

人間らしく生きるための文化について研究を深め、社会人として充実した生活を実現する能力や適性を有する。

② 生活こども専攻

愛情に満ちた、正しい幼児教育のあり方について研究を深め、こどもたちに豊かな成長を与える能力と適性を有する。

③ 健康栄養専攻

生命を支える栄養に関わる研究を深め、栄養士として、人々と社会の健康維持に貢献する能力と適性を有する。

本学の入学者受入れの方針「本学の教育目標に掲げた理念に学ぶ意義を認める者」は、生活文化科の学習成果「人間に対する愛と命の尊厳を理解する」に対応したものである。生活文化専攻では、上述のように、「人間らしく生きるための文化について研究を深め、社会人として充実した生活を実現する能力と適性を有する」という入学者受け入れの方針を定め、公表している。外国語の運用力や情報処理能力を高めつつ、広く教養を身につけ、衣食住の文化やデザインに関しても知識や実践的能力を身につけるという学習成果と対応したものである。入学試験においても面接や小論文、学科試験を通じて、学力を判定し、学びの意思を尋ねて、入学後にどの分野のどの科目を学び、いかなる進路を目指すのかを確認している。生活こども専攻では、上述のように、「愛情に満ちた、正しい幼児教育のあり方について研究を深め、社会人として充実した生活を実現する能力と適性を有する」という入学者受け入れの方針を定め、公表している。福祉との結びつきの中で保育・教育について学び、幼稚園教諭・保育士の資格を取得するという学習成果に対応するものである。入学試験においても面接や小論文、学科試験を通じて、学力を判定し、高校における成績や活動状況、欠席日数なども確認をして、将来保育者として就職するのにふさわしい資質を有しているかを見極めている。健康栄養専攻では、上述のように、「生命を支える栄養に関わる研究を深め、栄養士として、人々と社会の健康維持に貢献する能力と適性を有する」という入学者受入れの方針を定め、公表している。栄養士として必要な知識・技能を身につけ、栄養士、さらには栄養教諭二種免許を取得するという学習成果に対応するものである。この方針に沿って「人々と社会の健康維持に貢献する能力と適性を有する」受験生を、学校長による推薦、面接、小論文、学科試験等を通じて、入学前の学習成果の把握・評価を行うことにより、選抜している。

入学者選抜実施要項(資料：提出9)の冒頭に、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)として、「本学の教育目標に掲げた理念に学ぶ意義を認める者」、「本学の設置する学科及び専攻において、目標とする学問を研究する能力や適性を有する」と明確に示している。

入学者受入れの方針は、入学前に配付する大学案内(GUIDE BOOK 2023)(資料：提出8)や令和5(2023)年度入学者選抜実施要項(資料：提出9)に明記され、本学ウェブサイトにも掲載されている。前述のとおり、入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

高校の教育課程と本学の教育理念等を勘案して多様な選抜を実施している。令和4(2022)年度入学生からは新たに総合型選抜を導入し、出願前の面談に十分な時間をかけている。推薦型選抜は学校推薦型(指定校推薦、特別推薦、公募推薦)と自己推薦型選抜を実施して、受験の機会を増やしている。一般選抜は2回(I期、II期)、社会人選抜は3回(第1回、第2回、第3回)実施している。いずれの選抜においても、必ず面接を実施し、入学者受入れの方針に照合しながら、厳正な選考を行った。入学試験区分ごとに入試打ち合わせの全体会議を開催し、全教職員が「志願者数、受験生集合場所、筆記試験場、面接控室、面接室、筆記試験・面接の時程表、監督者、面接者、問題封入者および立会い者、採点者、選考会議、合格発表日時」を確認しながら、公正かつ正確な選抜が実施されるよう、細心の注意を払っている。問題作成・問題封入・試験監督・採点は、それぞれ複数の担当者で行い、採点は教室を指定して不正やミスを防止するとともに、試験当日の関係者以外の学内立ち入りを制限する等、万全を期している。加えて、新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、追試験実施日も設けた。

授業料その他入学に必要な経費は、令和5(2023)年度入学者選抜実施要項と本学ウェブサイトにも明示している。

本学にはアドミッション・オフィスを名乗る部署や施設はないが、学務分掌の中に入試委員会(学長、科長と専攻主任、事務長の計5名で構成)と募集委員会(学長を長とする5名の教員で構成)があり、学生募集や選抜に関わる活動、情報入手等を行っている。入試事務・入学事務全般に関わる実質的な業務は、事務局入試係ならびに事務職員全員が対応している。

受験に関する問い合わせについては、本学ホームページの「資料請求・問い合わせ」コーナーで受け付けるほか、事務局での電話対応および、直接来学した場合には窓口で応じている。請求があり次第、迅速に資料発送ができるよう、事務局との連携を密にしている。

高等学校関係者の意見を聴取して定期的に点検する機会の一つとして、秋田県全域から高等学校の進路指導担当教員を本学に招いて入試説明会を実施している。令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、オンライン(Zoom)で実施したが、令和4(2022)年度は5月18日と24日の2回に分けて対面で実施した。県内高等学校の教員から学生募集に関する意見を直接聴取できる貴重な機会となっている。また、学校推薦型選抜の学生募集要項を持参するため、教員がチームを組んで秋田県内の高校を訪問しており、高等学校関係者の意見を聴取し、点検する機会としている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

生活文化科の学習成果は、「人間に対する愛と命の尊厳を理解する」等、抽象的な記述で

はあるが、全学共通必修科目である「女性論Ⅰ・Ⅱ」や「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」の評価を通して、学習成果に具体性を持たせるようにしている。生活文化専攻の学習成果は、専門教育科目の各分野について、どのような力を身につけるのか、何ができるようになるのか、を定めてあり、具体性がある。生活こども専攻では、幼稚園教諭二種免許と保育士資格が取得するという明確な目標が定められており、その目標を達成する過程において、学習成果の一つである「保育・教育の内容“5領域”に関する知識と理解を深める」を評価するカルテを作成していて、学習成果に具体性を持たせている。健康栄養専攻では、栄養士と栄養教諭二種免許を取得するという明確な目標が定められており、その目標を達成する過程において身につけられる基本的知識、応用力、実践力を求めるのが学習成果であって、具体性がある。また、健康栄養専攻の学生全員に栄養士実力認定試験を受験させ、その結果も学習成果の査定材料としている。

生活文化科の学習成果は、「人間に対する愛と命の尊厳を理解する」、「教育研究をする態度を養う」、「科学を身につけようとする態度を養う」であり、「理解する」、「態度を養う」という学習成果は、個々人のレベルで達成可能である。専攻別教育課程の学習成果は、学生の能力と修業年限を考慮して設定されており、達成可能である。単位の修得状況に大きな問題はなく、退学する学生が数名程度であること、退学の理由が、進路変更や健康上の問題であることから、学習成果は一定期間内に獲得可能と考える。

生活文化科全体の学習成果は、抽象的で数値化が難しいが、全学共通必修科目の「女性論Ⅰ・Ⅱ」や「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」の成績評価を用いると、測定可能である。生活文化専攻では、科目によっては、各種検定試験結果を用いたり、アンケート調査結果を数値化したりすることで、学習成果を測定可能にしている。生活こども専攻と健康栄養専攻では、免許や資格の取得人数、実力試験の点数、専門就職の人数等から、学習成果が測定可能である。

〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分 基準Ⅱ-A-7の現状＞

生活文化専攻では、GPAによる成績評価、資格取得の達成度(秘書士、ビジネス実務士、情報処理士の取得者数)、各種検定試験におけるスコアや合格状況などで、学習成果の獲得状況を量的・質的データを測定することができている。生活こども専攻では、GPAによる成績評価、幼稚園教諭二種免許と保育士資格の取得状況、専門就職の人数、履修カルテなど

で、学習成果を測定することができる。健康栄養専攻では、GPAによる成績評価、栄養士資格と栄養教諭二種免許の取得状況、フードスペシャリスト資格試験の合格状況、栄養士実力試験のスコア、専門就職の人数、実習報告会における評価データで、学習成果を測定することができる。

生活文化科全体としては、卒業アンケートにおいて、キリスト教的価値観に基づく人間の尊厳、命の大切さ、国際的視野の涵養等につき、学生の自己評価をデータとして集めている。就職率や4年制大学への編入学実績は、大学案内に掲載するとともに、オープンキャンパスのプレゼンテーションでも公表し、学生募集等に活用している。就職率、専門就職の割合、大学編入学率、退学者や休学者、留年者に関するデータも記録し、これらの量的・質的にデータに基づいて学習成果の獲得状況を測定していて、学内の会議において点検・検討するとともに、その結果を自己点検・評価報告書に掲載している。また、就職者数、進学者数、退学者や休学者に関するデータはウェブサイト上でも公表している。

令和4(2022)年度 免許状・認定証等取得状況

名称		生活文化 専攻	生活こども 専攻	健康栄養 専攻	合計
秘書士	申請可能者	32		1	33
	申請単位不足者	0		0	0
ビジネス実務士	申請可能者	37		5	42
	申請単位不足者	0		0	0
情報処理士	申請可能者	35		14	49
	申請単位不足者	0		0	0
栄養士	在籍学生			45	45
	取得可能者			45	45
	取得不可能者			0	0
フードスペシャリスト	申請可能者			10	10
	取得不可能者			0	0
専門フードスペシャリスト(食品開発)	申請可能者			2	2
	取得不可能者			0	0
専門フードスペシャリスト(食品流通・サービス)	申請可能者			0	0
	取得不可能者			0	0
保育士	在籍学生		34		34
	取得可能者		33		33
	取得不可能者		1		1
幼稚園教諭二種	在籍学生		34		34
	取得可能者		32		32
	取得不可能者		2		2
栄養教諭二種	取得可能者			5	5
	取得不可能者			0	0

令和4(2022)年度 情報処理検定協会主催検定試験の合格状況

ワープロ検定

	初段		1級		準1級		2級		準2級		3級		合計	
専攻・学年	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
L1							20	7	17	12			37	19
K1													0	0
H1					1		1	1	4	2			6	3
L2			1		4	2	12	3	3	1			20	6
K2													0	0
H2							1		1	1			2	1
合計	0	0	1	0	5	2	34	11	25	16	0	0	65	29

(L：生活文化専攻 K：生活こども専攻 H：健康栄養専攻、以下同じ)

情報処理検定：表計算

	初段		1級		準1級		2級		準2級		3級		合計	
専攻・学年	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
L1					1	1	10	8	2	2	4	3	17	14
K1													0	0
H1							1	1					1	1
L2			4	2	4	1	1	1	1	1			10	5
K2													0	0
H2			1		2	1	14	11	3	3	4	3	5	2
合計			5	2	7	3	14	11	8	7	6	3	33	22

情報処理検定：データベース

専攻・学年	1級		2級		3級		合計	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
L1							0	0
K1							0	0
H1							0	0
L2					1		0	0
K2							0	0
H2			2	1	2	2	1	0
合計	0	0	2	1	3	2	0	0

前述のとおり、生活文化専攻では、GPAによる成績の測定、資格取得の達成度(上記の表における、秘書士、ビジネス実務士、情報処理士の取得)、各種検定試験におけるスコアや合格状況などで、学習成果を査定している。下記は、TOEIC IPテストのスコアである。2回とも受験した学生10名のうち、7名は、2回目の方が高いスコアを出している。

	令和4(2022)年9月実施			令和5(2023)年2月実施		
	Listening	Reading	Total	Listening	Reading	Total
2年生A	295	195	490	270	215	485
2年生B	240	125	365			
2年生C				285	105	390
2年生D				150	135	285
1年生A	320	235	555	260	200	460
1年生B	245	205	450	280	250	530
1年生C	280	145	425	280	120	400
1年生D	235	145	380			
1年生E	245	130	375	245	185	430
1年生F	245	110	355	260	155	415
1年生G	210	145	355			
1年生H	235	115	350	295	190	485
1年生I	220	125	345			
1年生J	165	145	310			
1年生K	115	180	295			
1年生L	195	95	290	210	95	305
1年生M	185	95	280	225	105	330
1年生N	175	100	275			
1年生O	175	85	260			
1年生P	180	65	245	215	115	330
1年生Q	120	120	240			
1年生R	145	75	220			
1年生S				195	115	310
1年生T				150	135	285
平均	211.3	131.8	343.0	243.8	152.7	396.5

以上のことから、専攻の教育課程における学習成果に具体性があり、達成可能で、一定期間内で獲得可能である。取得した資格や検定試験合格は、就職先でも活かせるものであり、実質的な価値がある。これらの学習成果は測定可能である。

生活こども専攻では、保育士と幼稚園教諭二種免許が取得できたかどうかで学習成果を査定している。生活こども専攻では、学習成果の一つである「保育・教育の内容“5領域”に関する知識と理解を深める」を評価するカルテを作成し、学習成果に具体性を持たせて

いる。令和4(2022)年度の卒業生は、保育士も幼稚園教諭二種免許も全員が取得とはならなかったが、取得できなかった学生には個別の事情があり、令和元(2019)年度や令和2(2020)年度には全員が取得していたことを考えれば、学習成果は十分に達成可能と言える。この2種類の資格を活かして、就職希望者の全員が保育者として就職し、社会に貢献できているので、実質的な価値がある。資格取得率は測定可能である。

健康栄養専攻の学習成果は、各科目に関する基本的知識、応用力、実践力、資格の取得を求めるものであり、具体性がある。カリキュラムに従って学習することにより、達成可能である。2年間の就学で獲得可能である。栄養士、栄養教諭二種の免許を取得でき、これらの資格を取得しなければ就けない専門職に従事することができる。また、資格取得のみではなく、十分な能力を有する専門職として社会で人々の健康維持に資するなど、実質的な価値がある。

健康栄養専攻では学習成果の尺度として、次のような評価を行っており、これによって学習成果は測定可能なものとなっている。

- ① 個人のGPAとその推移、健康栄養専攻の平均のGPAなど、GPAを用いて評価する。
- ② 2年次12月に受験する栄養士実力認定試験結果によって評価する。この試験は次年度に備えて1年生も模擬試験として受験するため、1年次における模擬試験成績と2年次12月の本試験の比較をすることにより、栄養士としての実力の伸長度を評価できる。2年次後期に行われる実習報告会後に報告内容、発表・聴講態度などに関する自己評価を行い、これに基づいて、発表能力・理解能力等を評価している。
- ③ 実習報告会における発表および聴講態度について、各学生が行った5段階評価を集計し、発表能力に関する学習成果が測定している。
- ④ 栄養教諭二種免許取得人数の他に栄養教諭養成課程履修のためのカルテを用いて評価している。
- ⑤ 栄養士取得率、栄養士就職率の他、フードスペシャリスト取得人数や合格率も参照する。

これらの測定値を算出し、比較検討することが可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

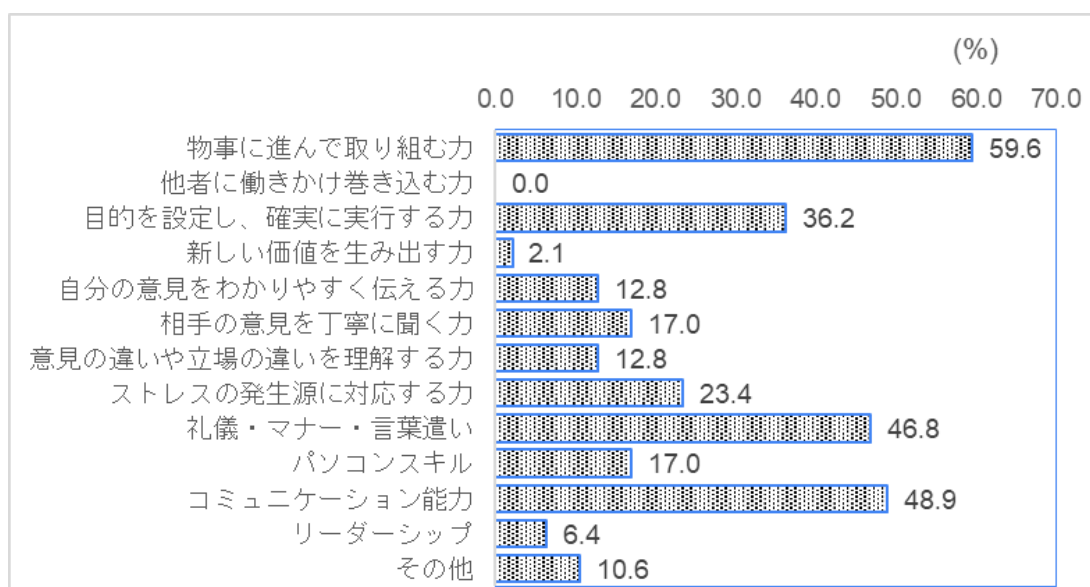
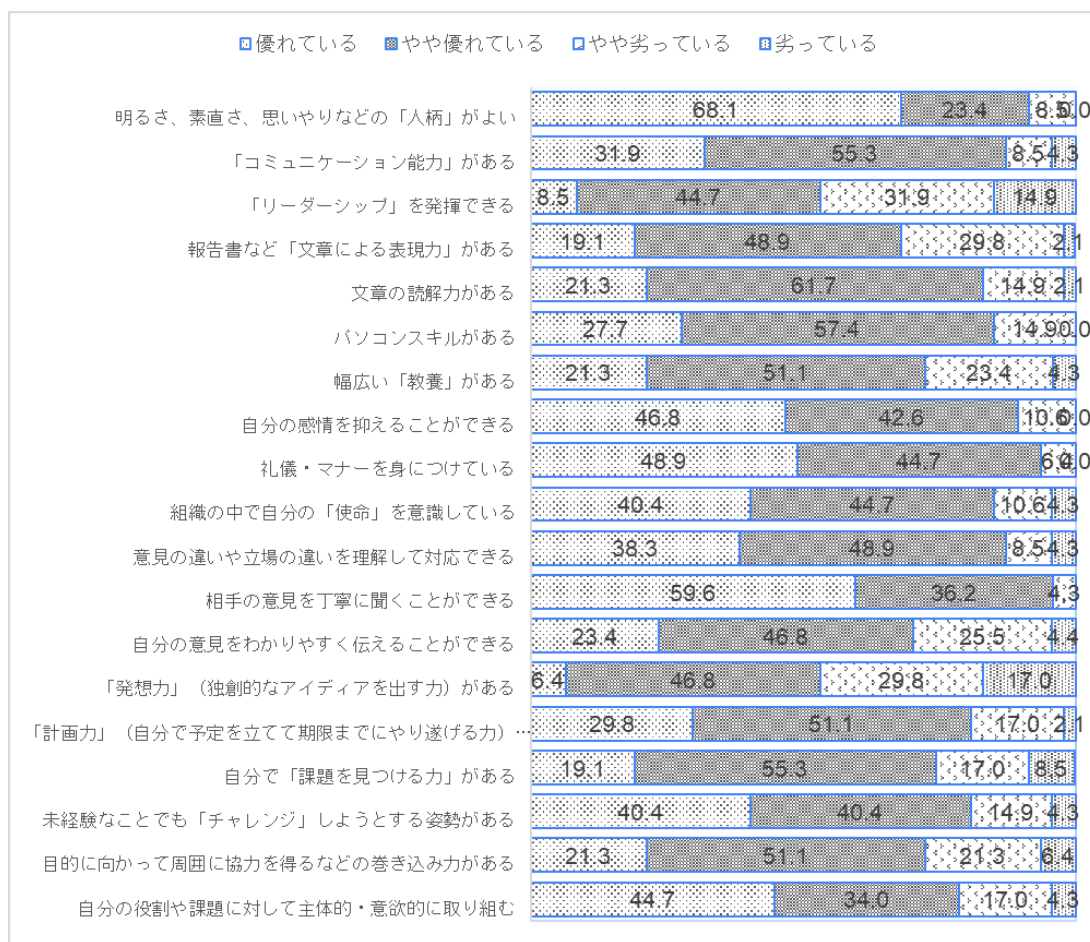
- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

進路支援部では本学卒業生の就職先にアンケートを実施し、回収結果を分析している(資料：備付9)。令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度卒業生(令和4(2022)年3月卒業)が就職した50の事業所に対して、Googleフォームを利用し、令和4(2022)年2月から3月にかけてアンケートを依頼して、47の事業所から回答を得た。内容は、①社会人基礎力、②身に

つけて欲しい能力、③専門知識の能力、④本学に期待している教育内容、⑤ご意見・ご要望などである。このアンケート結果から、明るく素直で、礼儀マナーを身につけている、組織の中での「使命」を意識しているなど、社会人1年目としての必要なものを身につけて卒業できたものと考えている。不足な点がそのまま「就職するにあたり、身につけて欲しい能力」に直結していると考えられた。これは、職場に慣れることで発揮できると考えられるが、今後の課題として全教員で情報共有し、授業等で強化を心がけてほしい旨をお願いしている。

2022年3月卒業生(20L)を採用した企業の評価アンケート					
アンケート実施日：2023年2月14日～3月15日		対象：2022年3月卒業生の就職先50社			
回収率：94%、有効回答率：100%		アンケート方法：Googleフォーム			
評価基準：4...優れている 3...やや優れている 2...やや劣っている 1...劣っている					
		(単位:%)			
No	質 問	優れている	やや優れている	やや劣っている	劣っている
1	自分の役割や課題に対して主体的・意欲的に取り組む	44.7	34.0	17.0	4.3
2	目的に向かって周囲に協力を得るなどの巻き込み力がある	21.3	51.1	21.3	6.4
3	未経験なことでも「チャレンジ」しようとする姿勢がある	40.4	40.4	14.9	4.3
4	自分で「課題を見つける力」がある	19.1	55.3	17.0	8.5
5	「計画力」（自分で予定を立てて期限までにやり遂げる力）がある	29.8	51.1	17.0	2.1
6	「発想力」（独創的なアイデアを出す力）がある	6.4	46.8	29.8	17.0
7	自分の意見をわかりやすく伝えることができる	23.4	46.8	25.5	4.4
8	相手の意見を丁寧に聞くことができる	59.6	36.2	4.3	0.0
9	意見の違いや立場の違いを理解して対応できる	38.3	48.9	8.5	4.3
10	組織の中で自分の「使命」を意識している	40.4	44.7	10.6	4.3
11	礼儀・マナーを身につけている	48.9	44.7	6.4	0.0
12	自分の感情を抑えることができる	46.8	42.6	10.6	0.0
13	幅広い「教養」がある	21.3	51.1	23.4	4.3
14	パソコンスキルがある	27.7	57.4	14.9	0.0
15	文章の読解力がある	21.3	61.7	14.9	2.1
16	報告書など「文章による表現力」がある	19.1	48.9	29.8	2.1
17	「リーダーシップ」を発揮できる	8.5	44.7	31.9	14.9
18	「コミュニケーション能力」がある	31.9	55.3	8.5	4.3
19	明るさ、素直さ、思いやりなどの「人柄」がよい	68.1	23.4	8.5	0.0



本学に対して期待している教育内容、要望として企業から寄せられた意見の主なものを下記に掲載する。

- リーダーシップ力
- 積極的な発信力を鍛えて欲しい

- 当法人は障害サービス事業所を運営しているため、専門的技術よりも社会人としての倫理的・接遇教育を充実していただけると幸いです。
- エクセルスキル
- ストレス耐性
- 年齢に応じたコミュニケーション能力
- 学力・専門知識を生かせるよう、社会性を身につけて欲しい
- 実技のみならず、文書管理も大切な業務の一つであり、正確かつ簡潔な内容で書類等をまとめる能力も必要とされます。「傾聴力・理解力・表現力・伝えるスキル」を身につける事が業務上とても大切だと考えます。
- 多方面からの声に耳を傾け、内容を汲み取り理解し、適切に動ける事が求められる為、その入り口である”コミュニケーションスキル”は大変重要なポイントだと考えます。その土台となる、相手の意図を理解する力である「読解力」を、これから様々な場面や出来事に触れながら磨いていって欲しいと思います。
- コミュニケーション・連携能力が高まる実習などをこれからもお願い致します。
- 子どもの育ちにつながるような遊び方や展開をさせる力。遊具がなくても作り出したり臨機応変に楽しむすべ。紙面上にはない自由な発想。
- 何事にも前向きな気持ちで取り組む強い気持ちを養うことができる教育に期待しております。
- 社会人としてのマナーが身についており、自分の長所を生かそうとしたり、新しいことにも挑戦しようとしたり、学生の皆様が意欲的な気持ちになれるような教育に期待しています。引き続き、ご指導のほどよろしくお願いいたします。
- 幅広い教養と礼儀・マナー・言葉使いを正しく身につけさせて欲しい。実習日誌の書き方についての見直しをお願いしたい。
- ①保育現場に出ですぐに活用できる技術(手遊び等) ②指導計画の立案の仕方
- リーダーシップを発揮できるまで成長してもらいたいと思っているので、コーチングを取り入れた教育に期待します。
- 優しさの中に厳しさも兼ね備えて頂けていると期待しています。
- このまま素晴らしい人材を輩出する教育でありますよう祈念申し上げます。
- 主体的に取り組む姿勢
- 正採用となると、新採研等で電話対応、保護者対応等を行うこともあるが、臨時となると、そういったことから一つ一つ現場で教えて行かなければならない。ある程度の常識の範囲は身に付けてきてもらいたい。保育においては、計画性はもつことは難しくても、自分の得意を生かそうとする積極的な姿勢や、与えられたことのみ行うのではない柔軟な態度の育成を望みます。
- リーダーシップのとれる人材の育成。気配り、気付きが出来自ら行動できる人材。
- 就職して数年が経過するとキャリアアップの意志を示す方が複数います。学生のうちからリーダーシップや物事に進んで取り組む力が身についていると早期のキャリアアップが実現できると考えます。
- 引き続き子どもの思いに寄り添い、受容する、子ども理解に努める保育者の育成に期待します。

- もう少し実習に対しての心構えを持てるように指導してほしいです。
- 幅広い年代の方とも会話ができるコミュニケーション力。
- 引続き礼儀、言葉使いのすばらしい指導を期待しております
- 電話応対力。
- パソコンスキル、プログラミングスキル、情報処理関連（IPA情報処理技術者試験など）の資格取得ができるような教育に期待します。
- 電話応対も多く、礼儀、言葉使いなど社会人としての基本マナー。実務面でのパソコンスキル。
- 柔軟な対応、適応力。
- 貴校卒業生に限るわけではありませんが、業務柄、礼儀・マナー・言葉使いが一番に求められるスキルです。入社後は業務習得にむけた研修に時間をかけたいことから、学生のうちに上記スキルを身につけておくことが望ましいです。また、失敗を恐れ、自ら考える前に答えを知りたがる新入社員が多く、思考スキルや失敗に強いメンタルを身につけてほしいと思います。
- 就職する職種によって使うスキルが異なるものの、すべてに共通するのは例示にあるように礼儀・マナー・言葉使いであり、欠かせないのがコミュニケーション能力や接遇スキル等だと思います。事務員としては、パソコンスキルは必須です。
- パソコンスキル、コミュニケーション能力、主体性を身に付ける。
- 調理時間少ないと感じます。やはり1年目は現場作業が中心となる為、包丁に慣れていただかないと入社時のギャップに苦労する事となります。
- 大量調理についての衛生的知識、実践的スキル。
- 接遇に関する内容や最低限のパソコンスキル、献立の組み方など社会人、栄養士として会社に貢献できる人材育成をお願いします。
- 積極性(必要に応じて大きな声や大げさな身振りで演ずる力。
- 指導案などの書き方、文章の作り方。
- 幼児教育の基本である主体性を育む保育への理解を期待します。
- 場面に応じて即実践できる手遊び、集団遊び、伝承遊び。
- 壁面制作や行事に使える製作のアイディア。
- ピアノの演奏(初心者でも繰り返して練習しようという意欲を持って欲しい。
- 専門職として、又一社会人として、組織の中で仕事に取り組む姿勢、様々な状況下でも挫けずに前向きな心の強さや乗り越える力を身に付けてほしい。
- 職場でのあいさつまナー、保護者との対応や言葉使い等。
- コロナ禍で実習の機会が少なくなっていることもあると思いますので、現場でのマナーや対応、言葉使い等を伝えていただければお互いに助かると思います。
- 書き言葉と話し言葉の違い。
- 人間関係や自分の立ち位置など、社会に出た時のマナーなど。
- コミュニケーション力の育成。

この調査から、本学の卒業生は人柄が良く、指示されたことはまじめに取り組むが、自ら考えて発信したり、周囲の人を動かしたりすることは苦手であるという傾向が強いこと

が窺えた。自分の考えを簡潔にまとめて人前で発表する力をもっと身につけさせる必要性も感じられた。また、パソコンスキルについては学生によって差があり、スキルの低い学生について、より高いレベルのスキルを身につけさせる必要がある。挨拶や言葉遣いについても、全学生に徹底して教え込む必要性を感じる。アンケート以外に、就職先を訪問した際に聴取した結果も学内で報告されており、教育内容との関連を専攻内の教員間でも話し合っているが、具体的に教育活動に反映させていくための統一した仕組みはできておらず、科・専攻の会議において学習成果の点検に組織的に活用している、とまでは現時点では言えない。今後の検討課題である。また、アンケート調査の対象は就職後約1年経過した卒業生であり、まだ成長途上で正確な評価は難しいとの意見も企業側から出ていることから、2～3年勤務した卒業生を対象とした調査の実施も検討する必要がある。進学については、アンケート結果をもとに、編入学させるにあたって重視されるポイントについて検討し、これからの進学指導に役立てたい。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

生活文化専攻と生活こども専攻では新たにコース制を導入する計画である。生活文化専攻では、新たな授業科目を開設するのではなく、既存の授業科目を整理して、専門科目のより深い理解につなげ、学習意欲の向上、学びの充実を図りたい。生活こども専攻では本学ならではの付加価値をもたらし、学生の学びの意欲や得意分野の開発につなげたい。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- 〈提出資料：1〉 学生便覧[令和4(2022)年度]
- 〈提出資料：5〉 シラバス[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：10〉 学生による授業評価結果[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：11〉 合格者心得[令和5(2023)年度入学者用]
- 〈備付資料：12〉 オリエンテーション日程[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：13〉 時間割[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：14〉 秘書士課程、情報処理士課程、ビジネス実務士課程の手引き[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：15〉 履修の手引き 保育士養成課程 幼稚園教諭(二種免許)養成課程[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：16〉 栄養士課程の手引き[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：17〉 フードスペシャリスト資格取得の手引き[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：18〉 アドバイザー連絡カード
- 〈備付資料：19〉 委員会・サークル顧問の役割
- 〈備付資料：20〉 自宅外通学学生アンケート報告[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：21〉 短大生(聖霊女子短期大学)調査2022年
- 〈備付資料：22〉 保健室務記録[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：23〉 学生相談室規程
- 〈備付資料：24〉 学生生活についてのアンケート[令和4(2022)年度]
- 〈備付資料：25〉 危機管理マニュアル
- 〈備付資料：26〉 社会人入学生規程
- 〈備付資料：27〉 障害のある学生支援規程
- 〈備付資料：28〉 学籍簿

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

- ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1の現状＞

シラバス(資料：提出5)には、当該科目の目的、到達目標、履修上の注意、オフィスアワー、授業計画、授業外学習、テキスト、指定図書に記載している他、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準を明示している。教員は、この成績評価基準に基づいて、シラバスに示された具体的な到達目標の達成度を計り、学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、試験やレポート、作品提出、実験・実習などを通じて、学習成果の獲得状況を適切に把握している。科目によっては教員がポートフォリオ型リフレクションカードを作成し、毎回の授業で学生に感想や疑問、要望、課題への取り組み状況を書かせて回収し、翌週にコメントを付けて返却している。また、毎回の授業で学生にリアクションペーパーを提出させ、翌週までに内容を確認し、授業ごとの理解度を確認しつつ、疑問や質問に回答するとともに、共有できる意見や感想などを授業中に紹介し、授業改善にも役立てていることも報告されている。

教員全員が学生による授業評価(資料：備付10)を前期末と後期末に受けており、その結果に基づいて、教員は次年度に向けての改善計画を、自己点検・評価の一環として、文書で提出している。この授業評価のフォーマットを下記に示す。

授業評価

番号 1 学籍番号 15L 氏名 科目名 女性論Ⅱ 教員名 曜日 木曜 時限 5 教室 J201 処理期 2

この科目の履修を取り消した場合は、チェックを入れてください → ☐

1. 事前に『シラバス』の内容を読みましたか 3

2. この授業1回あたりに予習や復習時間をどのくらいとりましたか 1

3. 『シラバス』は授業の選択と学習に役立ちましたか 2

4. 授業の内容が理解できましたか 3

5. 授業の進め方は適切だと思いましたか 4

6. テキストや補助教材が効果的に使われましたか 3

7. 教員の話し方は明瞭で聞き取りやすかったですか 4

8. あなたの受講態度はどうでしたか 5

9. 教員は学生の学習参加を適切に促しましたか 4

10. この授業は有意義だと思いましたか 4

この授業全体に関する感想を200文字以内で記述してください

回答のガイド

番号 説明

1 授業を選択する際に、あるいは毎週の授業を受けるにあたって、『シラバス』を読んだかどうか、教えてください。

2 授業を受ける前の予習、授業を受けた後の復習だけでなく、教室外で宿題・課題・レポート・試験準備等に取り組んだ時間も含まれます。なお、生活文化科の実験・実習科目については必ずしも答える必要はありません。

3 授業の目標や目的、授業内容、授業の進め方等について『シラバス』の記述がどの程度参考になりましたか。

5 有意義 った今、習ったことは

4 まあまあ有意義 ったか。それとも授業

3 どちらとも言えない すぎて、あるいは授業

2 あまり有意義ではない 切だったために、予

1 有意義ではない びが足りなかったため

しょうか。

5 授業の流れや話す順番、教員による板書・プレゼンテーションの方法が、授業を受ける側にとってど

レコード: 1 / 4173 フィルター処理なし 検索

ほぼ毎月開かれる科会議および専攻会議において、学生の学習状況や出席状況、進路決定状況について情報交換している。複数教員で担当する授業については、シラバス作成時に、分担の範囲、内容の関連性、評価基準などについて、授業担当者間で話し合うとともに、成績評価においても、担当者全員で意見を出し合って、学生一人ひとりについて評価を行っている。科目によっては学内LANの共用ドライブ上で学生の出席状況を確認できるようにもなっている。科および専攻の教育目的・目標の達成状況についても毎月確認を行っており、学生一人ひとりの学習状況について、授業担当者だけでなく、専攻の所属教員が共通理解できる体制となっている。教員は、教授会、全体会、科会議、専攻会議、教務部会等で、学生の履修状況、免許・資格等の取得状況、退学率・休学率、各種アンケート結果、成績評価結果、進路状況等の情報を得ており、学習成果の獲得及び教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。各専攻の教務担当教員、クラスアドバイザーは、学期毎に単位修得と履修状況を確認し、履修登録確認表はアドバイザーが学生に手渡しして、履修手続きに間違いが起こらないように配慮している。ほぼ3ヶ月に一度開かれる進路支援部会で、アドバイザーは学生の進路決定状況について情報共有し、専攻の会議においても、学生の就職・進学状況について専攻所属教員が情報を共有している。授業担当教員が、必要と判断された場合は学生に対し授業時間外の個人指導も行って、入学から卒業までサポートしている。

教務部会にも事務職員が2名加わっており、教員と事務職員は学生の履修状況に関して情報をつねに共有していて、学習成果の獲得に貢献している。事務職員は科・専攻の教育目的・目標の達成状況を十分に把握しており、学生に対して履修及び卒業に至る支援ができています。学生の成績記録と出席記録は事務局で保管し、学期ごとの成績審議のために教

員に一覧表を提供する他、証明書等の発行にも備えている。

図書館では学生の学習を支援するために、シラバスに記載されている指定図書(令和4(2022)年度、約1,200冊+DVD数点)や教育課程に沿った専門図書、視聴覚資料の充実に努めている。また、たとえば開架書庫の一角にドイツ語圏の文化に関する書籍のみを集めたコーナーを作って、関連する授業を履修する学生たちが利用しやすくしている。健康栄養専攻のみの教科書コーナーを図書館に作り、学生ばかりでなく教員にとっても、他の教員が指導している内容について教科書を閲覧することができるので、自分の担当教科における不足点、他の教員と重複する内容などを確認できる利点がある。学生の教養を深め人間形成に役立つ図書資料を広く収集しているとともに、専門的知識を身に付けることができるよう専門図書の充実に努め、教員からの推薦図書や学生からの希望図書も積極的に購入している。ほかに保育の場で必要とされる絵本や紙芝居、DVDの数も年々増加し、現在2,000点程(前年度は1,907点)を所蔵している。

学習成果を高めていくために本科1・2年生を対象に「図書館ガイダンス」を実施した(2年生:4月11日、40分/1年生:9月1日、60分)。とくに1年生へのガイダンス後は、前月と比べて貸出冊数が2倍〜3倍に増加し、効果が感じられた。また、国立研究開発法人の科学技術振興機構が運営する電子ジャーナルの公開サービス「J-STAGE」で、本学紀要の論文データを平成30(2018)年1月より公開している。

図書館長と図書館司書が協力して「図書館の利用方法」「OPACの使い方」「情報・文献検索」の指導を行った。図書館を授業で活用する際は、教員と図書館司書が連携して、指導にあたっている。令和4(2022)年度は9月27日に「卒業研究(世界の食文化)」受講の学生(14名)に、課題の調査研究に必要な参考文献、図書、資料等を入手するための資料検索方法の指導を行った。同時に、県内の図書館、大学等の横断検索の方法を指導した。

令和4(2022)年度は本学図書館ホームページ「図書検索画面」から自分の探している本が、県内の公共図書館や他大学の図書館に所蔵されているかどうか、横断検索が可能になった。さらに、図書館が新たに「ブックリスト」を作成して、本学図書館でもっとも読まれている本や、学生からの購入希望のあった本、教員からの推薦本など書影付きで見られるようになった。

図書館2階の閲覧室利用学生の増加が見られる。同時間帯に5人ほど(図書館職員による報告)、静かに集中して学習する姿が見られる。授業での自己課題の追究、課題レポートの作成などでの利用する学生数が多くなったと考えられる。教員による授業での図書利用の動機づけ・指導、また放送による朝礼時に所蔵の図書紹介がされ、図書館利用が促進された。廊下の新着図書掲示や図書館入口に教員の推薦、お薦め話題図書が気軽に手に取ることができるよう工夫した。

令和4(2022)年4月〜令和5(2023)年2月半ばまでの図書貸出数は、本科1・2年生は、計2,443冊(学生一人あたり貸し出し数は9.61冊で、前年度とほぼ同数)である。

コンピュータ利用については、1年前期の全学必修科目「情報システム論」において学生はWord、Excel、PowerPointの基本的利用技術を学ぶほか、ExcelのVBAを使って、さらに高度な利用技術の習得を図っている。その他の科目においては、データベース管理やホームページ作成等の専門的な利用技術を習得させている。また、インターネット利用における

注意点や情報モラルについても「情報システム論」や「情報処理演習」の授業で取り上げ、コンピュータの安全な利用について知識の定着を図っている。英語の授業では、学内LANの共用ドライブに音声データを保存し、これをPC上で再生することにより、一部の教室を除き、CDプレーヤーを持ち運ぶことがなくなり、破損等のリスクが軽減した。健康栄養専攻では、栄養士としての実務につながるコンピュータの活用を積極的に進めており、栄養計算、栄養評価、栄養指導媒体の作成、献立作成、発注作業、プレゼンテーションなども学生にコンピュータで行わせている。学生は学内LANに固有のドライブ(X)を与えられ、授業で作成するファイル等、個人のデータをそこに保存できる。学生が自由にアクセス可能なドライブ(S)と閲覧用ドライブ(U)も設定しており、レポートの提出等にも利用されている。ドライブに提出された課題の完成度を教員がチェックし、必要に応じて、学生に対する個別指導も行っている。また、就職活動のための求人票閲覧も学内LANを通じて閲覧可能である。授業によっては、e-ラーニングのシステムを利用して、過去の作品を現役学生が閲覧することができる。教員のみがアクセス可能なドライブ(T)もあり、学生の出席記録を専攻内で共有したり、複数教員が担当する授業の出席記録を共有ドライブ上で管理したりすることが行われているなど、あらゆる事務仕事にコンピュータが活用されている。生活ことも専攻では「教職実践演習」の履修カルテをLAN上の共有フォルダに保存し、3名の科目担当者が情報を共有できるようにしている。また、校外実習の報告書を学内LAN上の共有フォルダに保存し、関係教員が情報を共有できるようにしている。健康栄養専攻の授業では、授業で使ったスライドを毎回PDFファイルでアップロードし、学生がスマートフォンやタブレット端末で閲覧できるようにしている事例がある。

履修登録、学生による授業評価、卒業アンケートも学内のネットワークを利用し、学生はパソコンから入力するので、集計も迅速にできる。

新型コロナウイルス感染拡大の中、令和2(2020)年度にはICT活用推進委員会が設置され、学生のICT活用能力を育成するとともに、遠隔授業を可能にする体制の構築、教職員に対する研修のあり方などを検討した。令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大による遠隔授業は行われなかったが、夏休み中の集中講義において、教室での受講のみならず、Zoomを利用した遠隔授業も受けられる体制を用意した。1年生には前期の全学共通必修科目「情報システム論」の授業でZoomやGoogle Classroomの利用方法について指導を行った。Zoomは教職員の学会出席や学外会議・研修会参加のためにも活用されている。また、短大ドメインのGmailアカウントを教職員と学生に割り当て、メールによる一斉連絡が可能な体制を構築するとともに、Google Suite for Educationを導入して、教職員に対して利用講習会を実施し、学生による課題提出などに活用されている。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス

ス等を行っている。

- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

合格者には合格通知とともに「合格者心得」(資料：備付11)を郵送し、入学式期日、オリエンテーション日程、各種証明書、奨学金、指定寮の案内に関する情報を提供している。また、短期大学の授業を理解する上で必要な学力の養成と入学前準備を目的に、総合型選抜と学校推薦型選抜合格者に対しては、専攻別に、課題図書 of 読書感想文や化学問題集の解答等を、指定の期日までに提出させるようにしている。令和5(2023)年2月には入学前オリエンテーションを開催して、総合型選抜と学校推薦型選抜合格者に対し、授業や学生生活、入学前に提出する課題等についての説明を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大を懸念して、やむをえず中止した。

入学者に対しては、入学式の翌日から2日間オリエンテーションを実施し、教務部・学生部などのガイダンスを通して、学生生活を順調に開始できるように、手ほどきをしている(資料：備付12)。

専攻ごとに行われる教務のガイダンスは年に2回で、履修の方法や科目の選択について指導している。学生便覧(資料：提出1)とシラバス(資料：提出5)、時間割(資料：備付13)の他に、「秘書士課程、情報処理士課程、ビジネス実務士課程の手引き」(資料：備付14)と「履修の手引き 保育士養成課程 幼稚園教諭(二種免許)養成課程」(資料：備付15)、「栄養士課程の手引き」(資料：備付16)、「フードスペシャリスト資格取得の手引き」(資料：備付17)を作成し、単位修得の仕組みと資格取得の要件や手順について学生の理解を促している。

補習授業を全学で組織的に実施しているわけではないが、理解の遅い学生、レポートがなかなか書けない学生、試験等の出来が悪かった学生には、各教員が個別に補習等の指導を実施していることが報告されている。令和4(2022)年度に教員から報告された事例をいくつか挙げる。

- 「簿記」の授業がわからない、休んでしまったという学生2名に対して、解法説明を実施した。

- 新型コロナウイルス感染症のために「TOEIC I・II」を欠席した学生に対し、授業へ復帰した際、欠課分の課題の解説をする補講を実施したり、期限を設定した課題を個別に渡したりして、対応した。提出された課題は、後日添削し、質問等に対しても個別に対応した。
- 「臨床栄養学」の補習を8回(1回あたり60～100分)実施し、7～10名の学生が出席した。
- 「情報システム論」の授業で操作に不慣れな学生2名に2～3回程度補習を実施した。
- 「食品学各論」「食品学総論」「食品衛生学」等の授業で17回(1回あたり1時間程度)補習授業を実施し、のべ117名の学生が参加した。
- 「基礎調理実習」「応用調理実習」の課題が未提出の学生を対象にパソコンの使い方や栄養計算の課題の提出方法を個別に指導した(令和4(2022)年9月9日)。
- 「ライフステージ栄養学実習」において課題提出が遅れる学生を呼び出し、課題の説明と質問の時間を取った(令和4(2022)年9月～12月)。
- 「化学」「生化学」「栄養士実力認定試験対策」「基礎栄養学」「フードスペシャリスト資格認定試験対策」等の補習を、前期は令和4(2022)年6月1日～7月7日に、後期は令和4(2022)年11月7日～令和5(2023)年2月に、放課後の16:30～18:00に実施した。
- 「臨床栄養学国家試験過去問」と「栄養士実力認定試験臨床栄養学過去問」の補習を計8回実施した。

また、補習とは異なるが、授業の様子をビデオ撮影し、Youtubeで限定配信した事例も報告されている。学生はその動画を視聴することによって、授業時間中に理解が不十分であった箇所を学びなおすことができている。

学習上の悩みなどについては、授業担当教員もしくはアドバイザーが、必要と判断されれば、教員の側からも積極的に声をかけている。校外実習の前には実習担当者会議を開き、学力不足の学生や生活面で問題のある学生と面談したり、指導案や実習ノートの書き方を個別指導したりするなど、きめ細かく対応している。校外実習終了後には施設から受けた評価についても会議で検討している。

通信による教育を行う学科・専攻は本学にはない。

授業によっては習熟度別クラス編成を実施している。進度の早い学生や優秀学生に対しては授業担当教員が個別に声をかけ、進度に応じて課題を与えるなどの事例があったことも報告されている。令和4(2022)年度は下記のような事例が報告されている。

- 就職内定先から簿記検定試験資格を取得してくるよう言われた学生4名に対して、試験指導を実施した。その他、自主的に検定資格取得を目指す学生3名に対しても試験対策指導を実施した。
- 「TOEIC I・II」の授業内では初中級レベルの学生に合わせた授業を行っているため、進度の早い学生へは常に教科書の問題を先進みして解くよう伝えている。また、Google Classroomを利用して教科書以外の簡単なレベル(300点レベル)から難しいレベル(600点レベル)までの課題を正解の解説付きで出題し、学生自身が選んで学べるようにした。解説が必要な場合は対面だけでなく、Eメールでも対応する旨を伝えている。
- 「ワードプロセッサ活用学A」の授業では、全員が提出必須とする課題(基礎学力が不足

する学生でも取り組み可能なレベルを想定)と任意提出の課題(進度の速い学生は優秀な学生が取り組むことを想定)を出題することによって、学生間の進度の差を考慮している。

- プログラミングの授業では、進度の早い学生や意欲的な学生に向けて、授業内で取り上げなかった話題についても説明をし、学習意欲の向上を図った。これにより、自ら進んで調べ、完成度の高いプログラムを作成できるようになった。例えば、「プログラミングⅡ」では生活文化専攻2年のO. R. やK. A.、K. S. らは独自の構想を練り、良く調べ、素晴らしい課題を提出した。また、「プログラミングⅠ」では、健康栄養専攻1年I. S.、S. I.、K. K. ら社会人学生が意欲的に学び、発展的な課題に挑戦するよう支援した。
- 「社会情報学」では授業内で情報処理技能検定試験3級程度の知識・技能を身につけられるよう指導をしているが、さらに意欲のある学生には2級に挑戦するよう励ました。健康栄養専攻2年K. Y. は3級に合格し、2級の試験を受験した。
- 正課の授業ではなく、単位認定はされないが、令和4(2022)年度からロボットプログラミングを自主学習できる機会を提供した。当初計画では15回分の授業資料をGoogle Classroomに提示し、空き時間に個別に指導を行う予定であったが、諸般の事情で13回分となった。1年生全員に向けてオリエンテーションを行い、学習方法について説明した。当初は30名弱が参加、徐々に参加人数は減少したが、最終的に4名の学生がすべての課題を完成させた。
- ロボットプログラミングの学習に参加していない学生も興味を持つように、ロボットコンペを企画した(10月20日説明会)。参加は3グループであったが、そのうち1グループは、ロボットプログラミングは初めての学生であった。11月24日(木)昼休みにグローバルラウンジで制作したアプリを披露し、また、12月3日(土)のオープンキャンパスで高校生に向けて展示を行った。コンペ終了後、来年は挑戦してみたいという学生もいて、コンペを実施した効果があったと考える。また、参加学生にとっては自主性、協働性を身につける良い機会となったと考える。
- 「化学」、「生化学」、「基礎栄養学」および「栄養士実力認定試験対策」の補習を実施した。また、進学希望者に対して、専攻科入学試験対策講座を実施した。
- 学生の学びの内容レベルや程度を把握し、さらに高度な内容に取り組ませるため、関連図書の紹介などを行った

留学生の受け入れの実績はない。新型コロナウイルス感染拡大のために、令和4(2022)年度の海外研修プログラムはすべて中止した。

GPAをはじめとする各種成績データ、学生によるアンケート、就職先・進学先からのアンケートを会議で報告し、情報を共有して、学習支援方策を点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備してい

- る。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生の生活支援のために、各専攻所属の教員7名と事務職員2名からなる学生部が組織されている。事務職員2名の内1名は、事務局学務課学生係として窓口業務に対応し、もう1名は、同保健係の看護師として保健室で学生の健康管理、悩み相談に携わっている。学生の動向を把握し支援方法を検討するために、定期的に学生部会を開くほか、薬物撲滅やSNS等のトラブルから身を守る方法、献血についての学生部アSEMBリーを開催している。さらに、入学直後のオリエンテーション期間には犯罪に遭わないための講演や護身術について外部講師による講演を行い、学生に対する意識づけを行っている。

また、本学ではクラスアドバイザー制(クラス担任)を採っており、1・2年生合わせ12クラスに14名のアドバイザー、各学年に1名の学年主任がいる。アドバイザーは、アドバイザー連絡カード(資料：備付18)を活用しながらクラスの学生指導に当たるとともに、学年単位、学生部、専攻・科会議と連携して生活支援を行っている。

学友会は、会長、副会長、書記、会計等の執行部役員と5つの小委員会、サークル、一般学生で構成されている(資料：提出1)

学友会執行部、小委員会、サークルにはすべて顧問を配し、学生の主体性に配慮しつつ、活動が安全かつ円滑に行われるように支援している。サークル顧問の役割については、年度初めの全体会で「聖霊女子短期大学委員会・サークル顧問の役割」のプリントを学生部から全教員に配付した(資料：備付19)。その結果、委員会、サークル顧問の役割の周知徹底が図られた。年2回開催される学友会総会には、全学生と教員が出席し、学友会の予算・決算の審議、役員改選等を行っている。

学友会の決算については、学内教職員の内1名(学生部所属教職員を除く)を監査役に任

命し、一層の公明性を期した。

また、サークル、小委員会での活動をウェブサイト上で紹介し、活動の活発化を図っている。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、学生の諸活動を継続してもらうために、年間、および活動都度に「コロナ対策活動計画書」を各サークル等から提出してもらっている。その他、学友会費で消毒用グッズを準備し、サークル等活動後の消毒を推進・実施してもらい、感染拡大防止を意識付けしている。

例年、5月に学外の施設を利用して1泊2日で行われる合宿研修と、10月に行われる大学祭は、これまで学生の自主的運営に任せられ、活発に行われてきた。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月の合宿研修は学内で、宿泊を伴わずに、実施した。また、10月の大学祭も外部からの訪問者は入れず、学生および学内教職員で行うこととし、大学祭を運営する学生小委員会企画を中心に、教職員組織の企画委員が全面的に学生の活動をバックアップして、安全に楽しく実施できる内容とした。

また、学友会、クラス、小委員会委員およびサークルのリーダーとしての資質向上をめざす学生部主催のリーダー研修会は、コロナ対策を十分講じた上で、学内で行った。学生同士の交流を図るプログラムや、ピア祭や委員会活動を活発化させるための、実現化できるよう具体的な話し合いを行った。

本学のキャンパスは、高清水公園という風致地区にあるため、閑静で自然環境に恵まれており、学生生活に適している。

学生食堂の営業は平成30(2018)年10月に終了したが、その空間は令和4(2022)年度から「グローバルラウンジ」としてリニューアルし、食事以外にも団らんや憩いの場として使用されている。売店はないが、自動販売機を食堂に設置し、学生の利用に供している。さらに、学生が自由に使用できる電子レンジ、ソファなどアメニティーの充実を行い、学生の利便性を図っている。また、電気ポット、電子レンジは平成30(2018)年に増設した。

宿舎が必要な学生に対しては、事務局職員が学生窓口で学校指定寮やアパートの紹介を行っている。下宿・アパート等の斡旋は特に行っておらず、直接管理会社を通して申し込んでもらっている。入学者選抜実施要項にも学校指定寮についての案内を載せ、早期に学生の便宜を図っている。さらに、自宅外学生に対してアンケート調査を行い、問題の把握に努めたが、特に問題になるようなことはなかった(資料：提出20)。

通学バスは運行していないが、学生は、路線バスを利用して通学しており、特に問題はない。短大構内2ヶ所にある駐輪場は広く、自転車を止める余裕が充分にある。

学内に学生用の駐車場はないが、自家用車通学は、近隣の駐車場と契約することを条件に許可している。大学祭や研究活動、社会人入学生で特別な事情がある場合等には、時期を決めて数台程度の学内駐車を認めている。

保健室には、専任看護師1名がおり、学生の健康管理と様々な悩みの相談に応じているほか、学生の休養や回復を効果的に図っている。保健室には、3人掛けのソファを設置し、学生の休息・談笑の場としての機能を充実させ、学生がより落ち着いた雰囲気の中で利用できている。また、学生のプライバシーに配慮するために、保健室入り口にスクリーンを配し、中にいる学生が見えないようにし、個別相談に対応している。外部機関(大学・短期大学基準協会、令和4(2022年)に委託して行った本学の「短大生(聖霊女子短期大学)調査2022年」

の調査結果(資料：備付21)によれば、保健室や学生相談室のサービスや施設については、「満足」・「やや満足」と回答した学生が学生全体の45.4%、「普通」の89.6%と合わせると、大多数の学生は問題「なし」と回答している。この結果から、保健室および相談室の設備に対して学生は不都合を感じていないと考えられる。また、学内での感染症の流行を防ぐために、学内トイレ、出入口などに手指消毒薬を設置した。その結果、インフルエンザに罹患した学生はごく少数に留まった。平成28(2016)年度から「保健室務記録」(資料：備付22)の内容を学長、事務長、学生部長が定期的に確認している。なお、令和4(2022)年度の保健室利用者の総数は588名であった(令和5(2023)年2月13日現在)。内、新型コロナウイルス関連等で体調確認やフォローアップした数は120名であった。

定期健康診断は学内で実施し、胸部X線撮影、内科検診等を行っている。学生の健康管理やトラブル解消のために、アドバイザーと情報を共有し、学生支援に活かしている。さらに、学生のより正確な健康状況を把握するために、健康調査票の内容を精査すると同時に配付時期も変更したことにより、より正確で詳しい情報が得られ、学生への支援につながった。

また、学生自身の身体の健康に関心を持つことを目的に、学生掲示板への健康情報の掲示を行い、学生自身で健康管理ができるように配慮した。

メンタルヘルスケアやカウンセリングは、平成30(2018)年に「学生相談室規程」(資料：備付23)を定め、相談体制のほか、連携体制等を整備し、運用している。公認心理師、および臨床心理士の資格を持つ非常勤のカウンセラーを相談員として任用し、月1回2時間、学生相談室で相談対応をしている。また、学生相談室長は、公認心理師および臨床心理士有資格者である学生部長が兼務し、学生相談員の運営や相談対応の指導を行っているほか、令和4(2022)年度は学生相談室顧問として学生部教員2名を増員配置し、学生相談員や他の教職員学生との連携を行い、学生相談室のスムーズな運営に寄与している。学内には、学生相談室開設日時、案内図を掲示するとともに、一人で悩まずいつでも相談室に来るように学生部アセンブリー等で呼びかけ、学生等が学生相談室を利用する際は、メールでの予約制とし、プライバシーに配慮している。

学生相談室顧問は、学生支援の行動計画に従い、全国学生相談研修会で研修を受けた。学生相談室室長は令和4(2022)年11月に学生相談学会主催研修会を受けた。また、顧問1名は、既に日本学生相談学会主催研修会(令和2(2020)年度開催)を受けたほか、「私立短期大学学生生活指導担当者研修会」(令和4(2022)年9月開催)を受けており、学生相談対応の基礎知識がある教員が対応に当たっている。さらに、その研修内容を学生部会議で共有することにより、相談室担当者の質の向上に努めた。本学が所有するチャペルは、ミサや授業だけでなく、学生が心を落ち着かせる場所としても利用されている。また、クラスアドバイザー、教科担当教員、サークルや委員会顧問等が、「一人ひとりを大切に」を合言葉に学生の心身のケアに当たっている。

また、学生が一人で悩みを抱えず、即対処できるよう、学生相談室カウンセラーが学生部アセンブリーで「学生のメンタルヘルスと相談室」と題する講話を全学生向けに行い(1年生：5月26日、2年生：5月19日)、予防的対応を行った。

さらに、学生相談室カウンセラーの講話日に合わせ、学生生活における悩み等を把握し即応するために、学生相談室作成の「学生生活についてのアンケート」(資料：備付24)を

全学生に実施した。その結果、学生相談室に「相談したい」という学生は数%であった。今後、学生が学生相談室を気軽に利用できるよう、広報啓発活動等を行う上での貴重な資料となった。このアンケート結果は、全教職員が学生対応に活用してもらうよう、全体会で配付した。

なお、2023年度からは、学生相談室カウンセラー常駐日を、月1回から月2回に増やし、学生相談を利用しやすいよう改善する予定である。

さらに、学生が急に具合が悪くなった場合にも速やかに対応できるように、危機管理マニュアル(資料：備付25)を作成し、全学生と教職員に配付している。

学生の意見や要望については、1年生では年6回、2年生では年6回行われるクラスガイダンスと学年アセンブリー、年1回のアドバイザーとの個人面談により情報を得ている。その結果、クラス学生の様子が分かり適切な指導を行うことができる。さらに、学生の意見や要望を聴取するために、事務局窓口近くに学生相談受付箱を設置しているほか、2020(令和2)年度に実施したリーダー研修会(学友会、クラス・委員会役員、サークル部長等が参加)で出てきた学生の意見をもとに、学友会室に「意見箱」を設置した。また、学習上の悩みに対しては、アドバイザー制度に加え、学生が相談しやすい教員を自由に訪問できる体制を整えて対応している。

留学生を支援する体制については、留学生を受け入れていないので、現在のところ該当する支援体制はない。

社会人学生の学習支援としては、他の大学や短大に在籍したことのある社会人学生に対して既修得単位認定を行う等、履修上の負担を軽減している。令和4(2022)年度の該当者はいなかった。今後、学習支援の必要がある社会人が入学した場合、科の会議で対策を講じ、アドバイザーや教科担当教員が支援する体制をとることにしている。なお、これまで「募集要項」のみに記載されていた社会人入学制度について、「社会人入学生規程」(資料：備付26)を明文化し、平成28(2016)年4月1日から施行された。入学時年齢が23歳以上であること、一般の入学者とは区別して選考を行うことが明記された。

障がい者への支援体制としては、車椅子で利用できるトイレの設置、廊下、教室の一部のスロープ化、階段に手摺を付ける等、障害学生の学内移動に配慮している。令和4(2022)年度は、「障害のある学生の修学支援」について、日本学生支援機構主催「障害学生支援実務者育成研修会(基礎プログラム)」(学生部教員1名)、及び「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」(学生部教員1名)参加者が学生部会で説明した。また、日本学生支援機構主催「障害学生支援理解・啓発セミナー」(令和3(2021)年度開催)参加者である学生部教員(1名)が、プリントを用い、全体会で説明した。その結果、2016(平成28)年度から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について教職員の周知が図られ、2019(令和元)年「障害のある学生支援規程」(資料：備付27)を設け、学生からの要望に対応できる体制を整えることができた。

長期履修生は、現在のところ受け入れていないので、該当する支援体制はない。

本学では、学生の社会的活動を建学の精神である神の愛に根ざした「与えあう、受けあう」という基本姿勢を育むという観点から、学生が積極的に地域貢献することを大いに推奨している。加えて、学生に活動の場を提供し評価する意図で、地域活動や地域貢献を単位化した必修科目「体験学習Ⅰ」、選択科目「体験学習Ⅱ」を開設している。新型コロナウ

ウイルス感染拡大防止対策を十分に踏まえた上で、学生の事前指導と事後指導をしっかりと行うことで、地域貢献やボランティア活動の意義を学生に自覚させ、学生の人格形成に大きく寄与することも期待している。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4の現状＞

1・2年生ともに、進路指導の年間計画を立て、就職希望者と進学希望者に分けた全学共通必修科目「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」をカリキュラムに組み込んでいる。生活文化科内に、生活文化専攻、生活こども専攻、健康栄養専攻が設置され、各専攻に主任と所属する教員を分けて、担当責任者と指導教員を配置しており、分掌を明確にすると共に、総括責任教員と就職部の連携の強化を図った。

生活こども専攻では「保育士」と「幼稚園教諭二種」を、健康栄養専攻では「栄養士」と「栄養教諭二種」を養成する体制を整えている。さらに、管理栄養士を目指す学生のために専攻科を設置している。また、「秘書士課程」「ビジネス実務士課程」「情報処理士課程」を設け、それぞれに担当責任者と指導教員を配置している。

全学的に職業教育および、就職指導を行う組織として進路支援部が設置されている。進路支援部は、1・2年生の学年主任、全アドバイザー、就職開拓特別チーム代表の教員18名および事務局専任職員1名で構成されている。就職部会を定期的開催し、情報交換や協議を行っている。さらに、専門就職を推進する組織として、生活こども専攻教員7名を主体に保育者就職開拓特別チーム、健康栄養専攻教員11名を主体に栄養士就職開拓特別チームがそれぞれ組織されており、就職先開拓や学生の指導等を行い、学生の専門就職に向けた支援を行っている。今後とも連携強化に向けた取り組みを行っている。

就職支援室(本学では進路支援室と呼称)を学生が利用しやすいように学生玄関の近くに設置している。進路支援室には進路支援部長(教員)と事務局職員(進路支援係)1名(専任、常駐)が、学生の相談に応じている。学生は、平日の午前8時40分から午後5時まで、土曜日の午前8時40分から午後2時まで自由に利用できる。

進路支援室内には、移動式の書架を設置して、企業ファイル等の資料収納書棚と、企業別のファイルや参考図書を備え付けてあり、学生が自由に閲覧できるようになっている。栄養教諭の採用や新傾向の企業の採用試験の対応のために、参考図書および就職試験問題集等の更新を図り、学生の利便性を向上させた。

また、インターネットを使用したエントリーやWebテスト受験等の指導のほか、企業研究、求人検索、応募書類作成、適性診断、就職試験対策用eラーニング等、学生が自由に利用

できるパソコンを設置し、パソコンを利用した就職活動の指導を行っている。

進路支援室外には、固定の掲示板のほか、移動式の掲示パネルを5台設置し、求人情報等の提供を行っている。また学生がスマートフォンを使用して求人票などをホームページ上で閲覧できるシステムを構築しているほか、ハローワークの求人情報オンライン提供システムも導入して、迅速な情報提供を可能にしている。

進路支援室には、日本経済新聞の閲覧コーナーやDVD、ビデオ視聴ができる機器も備え付けられており、就職活動の参考に学生が自由に利用できるようになっている。ビデオ撮影を活用した面接練習も行っている。

教科担当教員が秘書検定、情報処理検定、フードスペシャリスト、おもちゃインストラクター、TOEIC等の受験を奨励、指導し、資格取得を支援している。

1年生全員を対象に基礎学力・適性検査からなる就職模擬試験を実施し、学生の自己理解と進路選択の支援を行っているほか、希望者に対し、公務員模擬試験を年4回、一般就職模擬試験を年2回実施している。

キャリア教育と並行して指導時間を設け、国語、数学、社会関連の基礎力強化を図っている。

就職筆記試験対策として、小論文対策、数的判断推理、一般常識、時事経済等の特別支援講座を開催し、学生の学力向上を図っている。

栄養教諭採用試験対策講座を開催し、模擬試験等も実施して、栄養教諭志望者の支援を行っている。

管理栄養士試験対策講座を定期的に実施して卒業者の支援も行っている。

就職試験の問題集や参考書を進路支援室に備え付けて学生の利用に供している。

就職状況については専攻ごと、専門職ごとに分析を行い、地域性、業種、職種による採用基準等の傾向、特徴などを把握して求人開拓、学生の指導に反映させている。就職部会等での分析・検討に加え、専門職開拓チームやクラスアドバイザーとの情報交換により情報の蓄積、還元を行っている。分析・検討結果は全体会でも報告され、情報の共有を図っている。

卒業生の就職状況、就職活動との関連性、反省点等を在学生のガイダンスで説明し、参考にさせている。

卒業生に対し随時、卒業後の状況をヒアリングするなどして職場の実態を把握し、情報を在学生の進路指導に活用している。

進学と留学を希望する学生への対応としては、各専攻から進学担当教員を1名ずつ、留学を担当する教員を1名、計4名を指名し、年度初めの全体会で発表している。学生の進学相談や進学先の情報収集、情報提供、編入学試験の対策講座等を開催するなどの支援を行っている。

必修科目「キャリアデザインⅠ」（1年生）の1回目の授業において進学または就職のどちらを希望するかアンケートを実施し、「進学クラス」と「就職クラス」に分けた指導を行っている。進学を目指す学生は各専攻の進学担当教員の指導のもと、編入試験のための勉強をする。留学を目指す学生は進学の学生と共に進学クラスに加わっている。進路変更がある場合には進路支援部に届け出をし、面談の上、変更ができる。

「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」の進学コースでは4年制大学への編入学対策として英語の読

解練習を実施しているが、年度初めから講義を実施することができた。また、進学先の編入試験で栄養学の専門知識が必要となる学生には、「キャリアデザインⅡ」の時間に「栄養士実力試験問題集」を用いた受験指導、面接、自己推薦文添削等の指導を行った。これまでの進学実績をみると、進路支援によって学生の編入学試験突破の学力が向上していると考えられる。

進学指導は、主に木曜日の午後に行われるが、学生の質問や相談があれば、担当教員が随時対応している。また、学生は、担当教員から指導を受けるだけでなく、進学指導室で自主的に学んだり、進学に関する資料を自由に閲覧したり、パソコンで編入を希望する大学を検索することもできる。

令和4(2022)年度の進学資料収集はせず、様々な大学が送付してくる編入学資料を学生が探しやすいようにファイルに整理した。

保護者に対しては、後援会総会が紙面決議となり、保護者等へ資料送付の際、進学指導の現状、過去5年間の進学状況の説明を行った。

留学支援は、留学経験がある教員が担当している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生の生活支援のための体制は整備されているが、学生部所属教職員は他の学務文章を兼務しているために、学生の生活支援に関わる時間を十分に確保できない点が挙げられる。学生相談室には非常勤嘱託の学生相談員が配置されているが、月1回2時間である。そのため、配置の頻度と時間を増やし、学生が相談室を利用しやすい環境に整備する必要がある。令和5(2023)年度は月2回計4時間に増設してもらう予定だが、学生相談室をさらに利用しやすいよう時間増を目指したい。

障害学生受け入れのための設備の検討の余地がある。さらに、本学の障害学生支援の規程ができたことから、さらに具体的支援のための手引き等の整備が必要である。

正課以外の時間帯に開催する任意受講の試験対策講座への参加者が年々減少している。アルバイトに時間を取られていることが主な原因と考えており、打開策を検討することが課題である。

発達障害や精神障害等の心身の障害を抱えていると思われる学生が散見され、アドバイザーや看護師の支援だけでは対応が難しいケースがあり、今後の検討課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の『平成29(2017)年度自己点検・評価報告書』においては、次のように記述した。

学習成果の査定について、専攻による事情の違いを考慮しつつも、すべての専攻で的確な査定が行えるよう、方法を確立する。

キャンパス・アメニティーに関して、古くなった設備・機器を更新するとともに、進路支援室の拡充、進路選択に消極的な学生への指導、早期退学者を減らすための方策などを検討していく。

サークル顧問の役割については、2017(平成29)年度最初の全体会で、学生部から「聖霊女子短期大学委員会・サークル顧問の役割」についてのプリントを全教員に配付し、サークル顧問の役割の周知徹底を図る。

2017(平成29)年12月に開催される「全国学生相談研修会」に学生部相談室担当者を派遣する。

科会議等で学生の動向を議題にする。

障害者の受け入れについては、本学独自の「障害学生修学支援の手引き」策定のための検討委員会を発足させる。

志願者増に結び付く方策については、募集委員会およびワーキングチームを中心に検討をする。

学習成果については、令和4(2022)年度に、三つの方針とともに全面的に書き改め、科・専攻の教育目的・教育目標との関連が明瞭になった。各専攻で学習成果の査定方法を確立してはいるが、明文化されたアセスメント・ポリシーの策定については令和6(2024)年度以降への課題となっている。

「学生相談室規程」(備付23)を平成30(2018)年度に策定し、令和3(2021)年8月から非常勤の学生相談室カウンセラーに月1回2時間来学してもらって、相談室の円滑な運営を行っている。令和5(2023)年度は月2回4時間に増やした。また、学生へ必要な情報提供ができるよう、専用のタブレット端末を配備するなど、学生が相談室を利用しやすいよう、さらに改善した。

サークル顧問の役割については、毎年度最初の全体会で、学生部から「聖霊女子短期大学委員会・サークル顧問の役割」についての資料を全教員に配付し、サークル顧問の役割の周知徹底を図った。

学生小委員会・サークル活動について、学生の現状や時代のニーズに合った活動がスムーズに展開できるよう、学生の意見を聴取しながら、関係教職員等と検討した結果、これまでの学友会費支出伝票を簡素化した。令和元(2019)年度から適用しているが、令和5(2023)年度以降は決裁の流れを変え、正確に、かつスムーズに伝票処理ができるよう工夫する予定である。また、学生小委員会については、学生の状況や時代に合わせて、統廃合し、学友会総会に諮り、可決した。

令和5(2023)年度からは、学務分掌として「障がい学生支援委員会」の組織を置き、教職員を配置して、相談、支援申請手続き、支援までの流れなどを決める予定である。

毎回の科会議・専攻会議で学生の動向を議題にした。

キャンパス・アメニティーに関して、学生意見箱で意見を取り入れ、軽食が購入できる自動販売機の設置を進めたほか、学友会役員の提案や学生部教員の手配で、キッチンカー

を利用できるよう改善した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生小委員会・サークル活動について、学生の現状や時代のニーズに合った活動がスムーズに展開できるよう、委員会やサークルの改廃、学友会費の使用の仕方の周知徹底、および内部規定の設定等、学生の意見を聴取しながら、関係教職員等と検討する。

学生相談室の活用を促すよう、学生部会主催アセンブリーでの周知のほか、アドバイザーの学生個人面談時に情報提供してもらうよう、周知を図る。

学習成果の査定について、専攻による事情の違いを考慮しつつも、すべての専攻で的確な査定が行えるよう、方法を確立する。

キャンパス・アメニティーに関して、古くなった設備・機器を更新するとともに、進路支援室の拡充、進路選択に消極的な学生への指導、早期退学者を減らすための方策などを検討していく。

志願者増に結び付く方策については、募集委員会を中心に検討をする。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

〈提出資料〉諸規程：21 事務組織およびその運営に関する規則

23 就業規則

24 給与規程

25 出張および旅費規程

27 専任教員服務規則

28 教員資格審査規程

31 海外留学ならびに海外出張規程

33 有期雇用職員に関する就業規則

72 教職員研修委員会規程

〈備付資料：5〉2022年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書 秋田県における女性の活躍推進に向けた栄養士育成教育の強化

〈備付資料：6〉聖霊女子短期大学学内報(2022年度)

〈備付資料：29〉2022年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書 秋田県の地域文化理解と情報発信力養成により、地方の活性化に貢献する取組

〈備付資料：30〉2022年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書 子どもが喜ぶ中食・内食の「和惣菜」開発を通じた県内産業即戦力育成プログラム

〈備付資料：31〉2021年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書 秋田県の地域文化理解と情報発信力養成により地方の活性化に貢献する取組

〈備付資料：32〉2021年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書 ふるさと「秋田の夢・未来の担い手」となる保育者の養成

〈備付資料：33〉2021年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書 秋田県における女性の活躍推進に向けた栄養士育成教育の強化

〈備付資料：34〉令和2年度「秋田県の地域文化理解と情報発信力養成により、地方の活性化に貢献する取組

〈備付資料：35〉令和2年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書 豊かな表現力と創造力を発揮できる保育者育成の取組

〈備付資料：36〉令和2年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書 地域の即戦力となる栄養士養成のキャリア教育の取り組み強化

〈備付資料：37〉教員個人調書[様式21][令和5(2023)年5月1日現在]

〈備付資料：38〉教育研究業績書[様式22][令和5(2023)年5月1日現在]

〈備付資料：40〉科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表

〈備付資料：42〉聖霊女子短期大学紀要[令和2(2020)～令和4(2022)年度]

〔区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1の現状＞

本学は、生活文化科の単科で、生活文化専攻、生活こども専攻、健康栄養専攻の三専攻を設置している。令和3(2021)年2月に就任した新理事長・学長(前副学長)のもと、令和4(2022)年度からは、小規模短大の役職の合理化(役職の兼務と必要でない役職の廃止)を推進し、副学長を置かず、学長と科長、三専攻主任で構成する専攻代表者会議で短大の基本方針を協議している。

教員組織は「様式4―自己点検・評価の基礎資料 (3)聖霊女子短期大学の組織図」のとおりである。

専任教員数は、短期大学設置基準、文部科学省教職課程、厚生労働省、それぞれの定める教員数を充足している。

非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

補助教員は語学を中心とし、学生の昼休み時間に英会話ができるように、ネイティブスピーカーを補助教員として配置している。

教員の採用にあたっては、本学の教員資格審査規程(資料：提出 諸規程28)に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2の現状＞

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組を定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

科・専攻の教育課程を編成し、実施するために整備したそれぞれの授業科目の専門性に
応じて、より充実した教授活動を行うことを目的に、専任教員は研究活動に励んでいる。
令和4(2022)年度は研究の成果として、著作(1)、学会発表(10)、紀要等への論文(3)が報告
されている(資料：備付38)。

科学研究費補助金については、研究代表者として獲得している研究課題が令和4(2022)
年度1件、他大学の教員が研究代表者で本学の教員が研究分担者として獲得している研究
課題が令和3(2021)年度1件、令和4(2022)年度2件となっている(資料：備付40)。

科学研究費補助金以外の外部研究費等については、秋田県の「私立大学等即戦力人材育
成支援事業」に毎年度申請しており、過去3年間には下記の取組が採択されている(資料：
備付5, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36)。

令和2(2020)年度

- 地域の即戦力となる栄養士養成のキャリア教育の取り組み強化
- 豊かな表現力と創造力を発揮できる保育者育成の取組
- 秋田県の地域文化理解と情報発信力養成により地方の活性化に貢献する取組

令和3(2021)年度

- 秋田県の地域文化理解と情報発信力養成により地方の活性化に貢献する取組

- ふるさと「秋田の夢・未来の担い手」となる保育者の養成
- 秋田県における女性の活躍推進に向けた栄養士育成教育の強化

令和4(2022)年度

- 秋田県の地域文化理解と情報発信力養成により地方の活性化に貢献する取組
- 子どもが喜ぶ中食・内食の「和惣菜」開発を通じた県内産業即戦力育成プログラム
- 秋田県における女性の活躍推進に向けた栄養士育成教育の強化

また、令和4(2022)年度は秋田県中小企業団体中央会・委託研究として「産学連携による高齢者向け食事提供サービスの研究」が行われた。

専任教員の研究活動に関する規程としては「特別研究費規程」(資料：提出 諸規程32)がある。これ以外の一般の研究活動については条文化された規程はないが、専任教員全員に個人研究費が支給されている。

専任教員の研究倫理遵守については、毎年学内の教職員研修会でテーマとして取り上げている。令和4(2022)年度は令和5(2023)年2月9日(木)に行われた研修会の中で「研究における倫理的配慮について」を全教職員が聴講している(資料：備付6 No.245)。また、教員は日本学術振興会のe-learning講座をオンラインで受講して、修了証を事務局に提出している。

専任教員の研究成果を発表する場として、毎年『聖霊女子短期大学紀要』を発行している(資料：備付42)。過去3年間の『紀要』には下記の研究成果の他、常勤教員の研究業績一覧も掲載されている。

第49号(令和3(2021)年3月)

論文	
Examining the Globalization of Leh City' s Social Capital from: 1989 to 2010: A Case Study on the Role of Social Capital, in the Leh City' s Economic Development during the Kashmir Conflict	Mathew Philip
風景構成法における追加アイテムの特徴について～Big Fiveとの関連を中心に	織田栄子
秋田県男鹿方言の受動的補助動詞「ナル」の用法について	近藤清兄
研究ノート	
『しろくまちゃんのほっとけーき』考	杉浦太一
アルコール添加・酢酸発酵法による柑橘類の酢の作成に関する研究	進藤祥子、他
実践報告	

「秋田県健康課題解決を通して地域に貢献する栄養士育成のための取組」に関する一考察	伊藤雅子、秋山亜樹
栄養士養成課程における「郷土料理」を学習に取り入れた試み	豊嶋瑠美子、浅野純平、松田律子、秋山亜樹、高山裕子
女子短大生への郷土愛を育む包括的言語教育の実践～平成30年度の実績から	菅野薫

第50号(令和4(2022)年3月)

論文	
Examining the Conflict's Escalation Process and Leadership Role in Preventing Violence: A Case Study on Leh Conflict from 1989 to 2010	Mathew Philip
最近温度の異なる牛乳摂取がマウス体重変化、腸内細菌および小腸乳糖分解酵素活性に与える影響	塚田三香子、豊嶋瑠美子、他
マウスの成長における乳糖分解酵素およびショ糖分解酵素活性の変化	塚田三香子、他
風景構成法における追加アイテムの特徴についてⅡ—発達的特徴、及びBig Fiveとの関連	織田栄子
秋田県男鹿方言の切迫性マーカー「ema」の用法について	近藤清兄
研究ノート	
「幼年童話」考	杉浦太一
「風味」を考える—哲学と自然科学のコラボ企画	杉浦太一、浅野純平
基礎概念の習得を支援する数学Web教材の体験型コンテンツの試作	小林弥生、他
ジュンサイエキスが腸管粘膜に及ぼす影響について	浅野純平、豊嶋瑠美子、須磨亜沙子、他

第51号(令和5(2023)年3月)

論文	
The Role of Political Perception of Local Community's Geographical and Religious Identities for Preservation of the Local Culture and Preservation of the Global Cultural Diversity	Mathew Philip
教職実践演習におけるグループアプローチの活用と効果について(5)—フォトカンファレンスの実践と保育者省察尺度の変化	織田栄子、他
ラフカディオ・ハーンによる仏領ギアナ・フレンチクレオール資料について—Gombo Zhèbesを読む(4)	近藤清兄

研究ノート	
小中学校における睡眠教育の現状と課題:養護教諭へのインタビュー調査による検討	大曾基宣
大豆が内臓脂肪組織に及ぼす影響	浅野純平、須藤早紀、松田律子、須磨亜沙子、他
大豆が腸管粘膜に及ぼす影響	浅野純平、須藤早紀、松田律子、須磨亜沙子、他
県内企業に対する健康サポートメニュー提案について	須磨亜沙子

専任教員全員に各1室個人研究室が割り当てられており、各研究室には学内LANに繋がったパソコンが設置されている。

研究・研修を行う時間については、就業規則(資料:提出 諸規程23)で「学長は、学務に支障のない限り、職員が勤務の場所を離れて業務上必要な研究研修を行うことを許可することができる」、「学長は教育職員に対し、学則に定められた長期休業日に、業務に支障が出ない範囲で、自宅研修を許可することができる」と定めている。専任教員服務細則(資料:提出 諸規程27)には「勤務の場所を離れて研修を行うことができる」、「勤務の場所を離れて研修する希望の日を、その都度学長へ願い出なければならない」と定めている。このように、いずれも学長の許可を必要とするが、研究・研修を行う時間を確保している。

留学、海外派遣、国際会議出席等に関しては「海外留学ならびに海外出張規程」(資料:提出 諸規程31)が定められているが、令和4(2022)年度の実績はない。

FD活動については「教職員研修委員会規程」(資料:提出 諸規程72)に拠りながら、毎年教職員研修会を実施している。令和4(2022)年度は令和5(2023)年2月9日(木)に、「建学の精神の理解を深め、改革を進めるために」という目的を掲げ、「グローバル化とデジタル化、少子化の中で、従来の教育からの変革を進めるためのカトリック教育機関の教職員の使命を考える」というテーマで実施された。内容は下記のとおりで、全教職員が参加した(資料:備付6 No. 245)。

1. 建学の精神に基づく学校運営
2. 建学の精神と学力の3要素を具現化するシラバスづくり
3. 女子短大生への郷土愛を育む包括的言語教育の実践
4. 主体的な学びを支え、論理的思考力を育むディベート教育の実践
5. 健康栄養専攻の産学連携型授業:企業と連携した商品開発
6. 研究における倫理的配慮について

学習成果の向上を図る点においては、①科や専攻の会議における教員同士の情報交換、②学務分掌ごとの会議における教員間の意思疎通と情報交換、③教員と事務職員によって構成される部会や委員会での意思疎通と情報交換などがある。

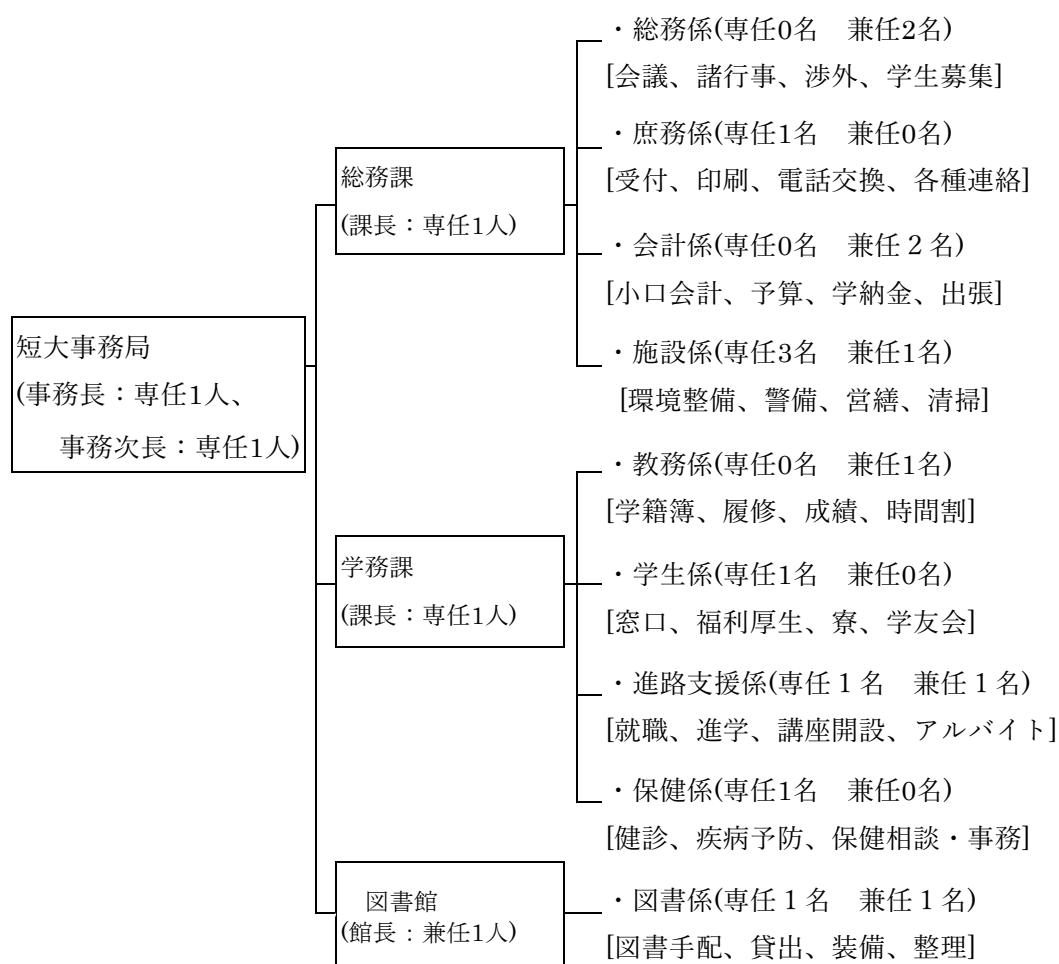
〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

[短大事務組織図] [令和4(2022)年5月1日現在]



短大の事務組織は、総務課、学務課、図書館で構成されている。事務を統括する総責任者として事務長1名、事務次長1名、各課には課長1名、図書館には図書館長1名(教員が兼任)が責任者として配属されている。主な業務内容は次のとおりである。

(1) 総務課

総務係は、会議・諸行事・渉外・学生募集など、庶務係は、受付、印刷、電話交換、各種連絡など、会計係は、小口会計、予算、学納金、出張など、施設係は、環境整備、警備、営繕、清掃などを担当している。

(2) 学務課

教務係は、学籍簿、履修、成績、時間割など、学生係は、学生窓口、福利厚生、寮、学友会など、進路支援係は、就職、進学、講座開設、アルバイトなど、保健係は、健康診、疾病予防、保健相談、健康管理事務などを担当している。

(3) 図書館

図書係〔専任の図書館司書1名を含む〕が図書手配、貸出、装備、整理などを行っている。

本学のような小規模な事務組織においては、担当部署を超えて互いに協力する姿勢と、適材適所を考慮し、個性と職能との均衡がとれるように配慮している。

事務関係諸規程として「事務組織およびその運営に関する規則」（資料：提出 諸規程21）が定められている。

事務局内には、事務長室、事務室、耐火書庫、教務システムサーバー室、休憩・ロッカー室がある。カラーコピー機1台、印刷機1台、印刷製本機1台、シュレッダー1台、そして事務職員1人に1台以上のパソコンが配置され、文書作成、データ処理、学内LAN経由でインターネット接続など、さまざまな情報交換、情報収集、情報提供のために効率のよい環境整備がなされている。他に、学長室、受付、図書館、卒業後の進路支援のための進路支援室、健康管理や相談のための保健室や学生相談室がある。学内LAN経由で各部屋からインターネット接続が可能である。さらに、警備・清掃担当者のための校務員室などがある。

防災対策としては、毎年4月のオリエンテーション期間に、常勤教職員と全学生を対象とする避難訓練を実施している。また、毎年5月に教職員を対象に初期消火訓練と放水訓練を行っている。さらに消防署や関連機関と連携し、火災や自然災害など防災に関する講演を実施している。

防犯対策としては、秋田臨港警察署と連携し、学生対象に防犯に関する講演、実演などを実施している。

情報セキュリティ対策としては、情報システム委員会を中心に情報の安全管理に努めている。

SD活動は、「教職員研修委員会規程」（資料：提出 諸規程72）に基づいて実施しており、年に1回学内で教職員研修会が行われている。令和4(2022)年度は、前述のとおり、「建学の精神の理解を深め、改革を進めるために」を目的とし、「グローバル化とデジタル化、少子化の中で、従来の教育からの変革を進めるためのカトリック教育機関の教職員の使命を考える」をテーマに学内教職員合同で研修を行った（資料：備付6 No. 245）。

事務職員会は月に1回開催され、学内会議からの伝達、業務に関する予定の確認、反省、意見交換などを行っている。さらに学外では、業務内容の専門性を深めるために特別補助、

奨学金、入試、就職、図書業務などに関する研修に参加していたが、令和4(2022)年度もコロナ感染症拡大が収束せず、Zoom開催による一部の研修会に参加するにとどまった。

日常的な業務では、1つの業務をできるだけ2人以上が担当するようにしている。少ない事務職員数であり、1人の職員が多種多様な業務に対応できるように業務配分がなされている。特に、会計については毎日、2人でチェックするダブルチェック方式としている。また、日常業務をとおして業務改善の努力をしている。

専任事務職員は、学習成果を向上させるために次のとおり関係部署と関わっている。

① 教員との関わり

事務局のあらゆる部署で教員との関わりがある。職務上の事務諸手続き業務も多いが、その他に教員の部会や委員会には事務職員も構成メンバーに入って共に活動する組織になっており、教育活動の内容を理解して事務的な支援を行っている。

② 学生との関わり

教育活動の中で、学生との関わりの多いのは学務課、進路支援部、保健担当の事務職員と図書館職員である。事務職員は担当業務の専門性を深め、実践している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

教職員の就業に関しては、下記のとおり、規程を定めている。

「聖霊女子短期大学就業規則」(資料：提出 諸規程23)

「聖霊女子短期大学給与規程」(資料：提出 諸規程24)

「聖霊女子短期大学出張および旅費規程」(資料：提出 諸規程25)

「聖霊女子短期大学専任教員服務規則」(資料：提出 諸規程27)

「聖霊女子短期大学有期雇用職員に関する就業規則」(資料：提出 諸規程33)

本学ではこれらの規程・規則にもとづいて人事管理等を行っている。採用時には、事務長が「就業規則」について説明をし、周知している。有給休暇・特別休暇、給与等はこれらの規程に基づいて適正に処理されている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教職員の就業に関する諸規程を、法令等の改正にも留意しながら、整備を継続していく。

教員の年齢構成の高齢化については、教育課程の改変を機会に改善を図る。

専任教員の研究活動については、外部研究資金獲得や研究発表を学内紀要だけでなく、学会発表や学会誌への投稿など、質的向上を図るように努める。

専任事務職員は、業務の見直し、事務処理の改善や学習成果を向上させるために適切な対応ができるように、さらに研修を推進する。

防災対策、情報セキュリティ対策としては、個人情報管理も含め、具体的な対策の周知徹底と繰り返し確認することを継続する。

SD活動は、引き続き教育環境の変化に対応できるように企画検討をして実施する。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特記事項なし。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

〈提出資料：21〉 諸規程：6 財務管理規程

諸規程：7 固定資産管理規程

諸規程：8 調達規程

諸規程：47 図書館利用規程

諸規程：71 図書委員会規程、図書等の収書方針、図書等の除籍に関する内規

〈備付資料：43〉 校地、校舎に関する資料

〈備付資料：44〉 消防計画

〈備付資料：45〉 図書館に関する資料

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
 - (2) 適切な面積の運動場を有している。
 - (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
 - (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
 - (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
 - (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
 - (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
 - (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
 - (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

- ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1の現状＞

校地の面積は、短期大学設置基準の規定を充足している。基準面積4,300㎡に対して現有面積30,191㎡である。

キャンパス内にテニスコート684㎡の運動場を有している。

校舎の面積は、短期大学設置基準の定める基準3,600㎡に対して、現有面積11,146㎡であり、規定を充足している。

校地、校舎の障がい者対応については、学生出入口に自動扉、階段に手すり、障がい者トイレを設置している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を設置している。前述のとおり、校舎基準面積は十分に満たしており、教育課程に対応する必要な教室等を用意している。さらに令和4(2022)年4月にザビエルホール(学生食堂)を改修し、グローバルラウンジが完成した。グローバルラウンジは、①グローバル文化交流、②A I リテラシー教育、③デジタル国際交流、④英会話という4つの教育目的からなり、学生が昼休みに英語で話したり、ロボットをプログラミングしたり、世界の料理と踊りを楽しんだり、遠隔国際交流のできる中で英会話・ICT・グローバル教養・リーダーシップ・プログラミングなどの能力を身に着けることができる。

新型コロナウイルス感染症拡大の中でも令和4(2022)年度は対面で授業を行うことができた。その一方で、遠隔授業にも対応できるように、教育環境整備を続けた。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品の整備を行っている。

教室定員、設備一覧表(令和4(2022)年5月1日現在)

教室番号	教室名	定員	教室設備
ピア館			
P102	調理実習室	54	冷凍冷蔵庫、製氷機、電子レンジ、調理・実習器具
P103	試食室	54	
P104	集団給食実習室	30	冷凍冷蔵庫、回転釜、食器洗浄機、調理・実習器具
P106	食品加工実習室	45	純水製造装置、実験試料濃縮装置、実験・実習器具

P114	講義室	36	液晶テレビ、ブルーレイプレーヤー、OHC、OHP、スクリーン
P201	講義室	108	プロジェクター、液晶テレビ(2台)、ブルーレイプレーヤー、OHC、スクリーン
P202	演習室	27	電子黒板、OHP、デスクトップパソコン1台、スクリーン
P203	実習室	54	液晶テレビ、DVDプレーヤー
P206	理化学実験室	40	冷凍冷蔵庫、ドライフトチャンバー、実験器具
P301	階段教室	202	プロジェクター、ブルーレイプレーヤー、OHC、スクリーン、アップライトピアノ1台
P303	セミナー室	18	
P304・ P305	講義室	69	プロジェクター、DVDプレーヤー、OHC、OHP、スクリーン
P306・ P307	講義室・服飾造 形実習室	60	プロジェクター、DVD・VHSプレーヤー、OHC、アンプ、スクリーン

ザビエル館			
X104	グローバルラウンジ	160	アップライトピアノ1台
X215	セミナー室	12	プロジェクター
X303	講義室	30	液晶テレビ、スクリーン
X304	講義室	51	液晶テレビ、DVDプレーヤー、スクリーン
X305	講義室	54	プロジェクター、テレビ、DVD・VHSプレーヤー、スクリーン
X306	講義室	54	プロジェクター、テレビ、DVDプレーヤー、スクリーン
X403	合同教室	140	
X404	講義室	27	
X405	講義室	21	
X406	演習室	51	プロジェクター、DVDプレーヤー、OHC、OHP、アンプ、スクリーン、コピー機、応接セット

情報教育棟			
X152	演習室 1	24	電子黒板1台、デスクトップパソコン8台、ノートパソコン4台、プリンター2台
X153	演習室 1	52	デスクトップパソコン43台、ノートパソコン2台、プリンター2台、プロジェクター、スクリーン
X252	演習室 2	23	電子黒板1台、ノートパソコン17台、プリンター2台
X253	演習室 3	51	デスクトップパソコン41台、ノートパソコン2台、プリンター2台、プロジェクター、スクリーン

セシリア館			
CA01	セシリアホール		グラントピアノ1台、電子オルガン1台、体育用具
CA13	レッスン室1	6	電子ピアノ5台、グラントピアノ1台
CA14	レッスン室2	6	電子ピアノ5台、グラントピアノ1台
CA02～CA10	練習室	2	各室グラントピアノ1台
CB01	キーボード室	19	CDプレーヤー、スクリーン、電子ピアノ18台、グラントピアノ1台
CB02	保育実習室	60	電子黒板1台、プロジェクター、DVDプレーヤー、VHSビデオデッキ、スクリーン
CB03	保育室	30	プロジェクター、スクリーン
CB04	保育講義室	60	液晶テレビ、プロジェクター、DVDプレーヤー、VHSビデオデッキ、CDプレーヤー、スクリーン
CB15	図工室	60	プロジェクター、DVDプレーヤー、スクリーン

本学では適切な面積の図書館を有している。昭和56(1981)年11月、本学第二期工事(増築)に伴い、マリア館地下1階に現在の図書館が完成した。

① 施設・設備

専有床面積 500㎡ 書架棚総延長 1.60 km
 座席数 65席 図書収容能力 5万冊
 視聴覚機器 ブース2区画(4席)*CD、DVD視聴可
 検索用パソコン 2台(利用者用)

② 蔵書検索(OPAC)の利用

図書館の所蔵資料はインターネット上(WebOPAC)に公開しており、図書、雑誌、AV資

料の検索が可能である。

③ 学外者の本学図書館利用

- 本学卒業生は卒業後も図書館を利用することができる。
- 他大学教職員・学生は図書館を利用することができる(事前連絡が必要)。
- 一般の方は調査・研究を目的とする場合に限り図書館を利用することができる(事前連絡が必要)。
*ほぼ学生と同じ条件(貸出冊数、期間など)で利用できる。

④ 開館時間：平日8:40～17:00、土曜日8:40～14:00

(休館日：日曜、祝日、本学が規定する学校休日、長期休暇中の定める日、その他臨時休館日)。

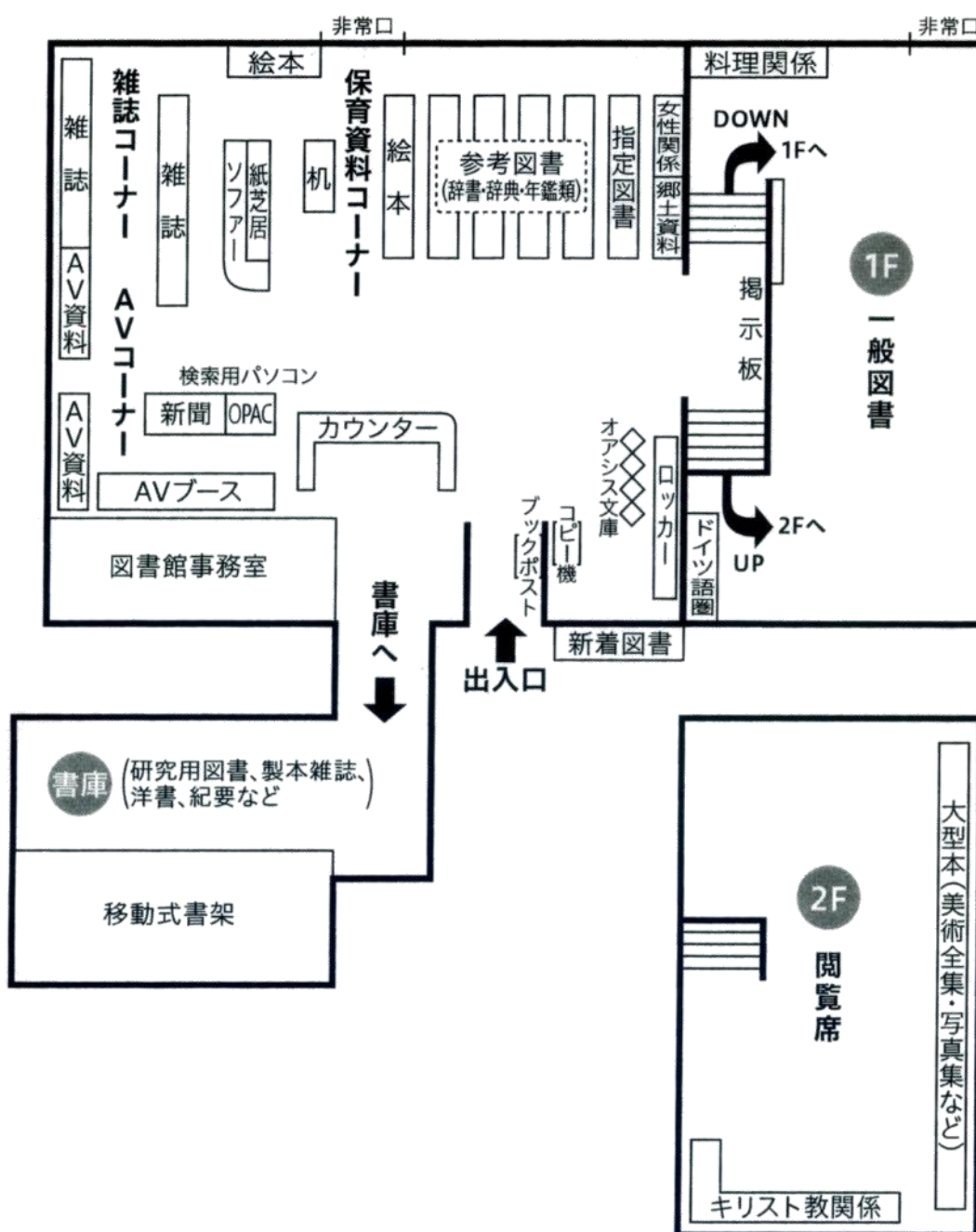
図書館の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等については下記のとおりである。

- ① 図書については、学習・研究活動支援を第一とし、カリキュラムおよび教育目的に対応したものを収集している。また学生の教養、人間形成に役立つ参考図書、雑誌、AV資料を整備している(「聖霊女子短期大学図書館図書等の収書方針」(資料：提出諸規程47)に則り、選定を行っている)。
- ② 廃棄については資料の利用を効率化するため、収納スペースや全体の蔵書構成を考慮しながら実施している。「聖霊女子短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」(資料：提出 諸規程71)に則り、除籍を行っている。

体育館

体育の授業に適切な体育館626㎡がある。

図書館の配置図



区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)については、本学園(学校法人聖霊学園)の「学園固定資産管理規程」(資料:提出 諸規程7)、「学園調達規程」(資料:提出 諸規程8)、「学園経理財務規程」(資料:提出 諸規程6)に従い維持管理している。

火災・地震対策、防犯対策としては、火災・地震対策、防犯対策のための諸規則は整備されてないが、毎年防火管理者の権限のもとに「消防計画」を作成し、学長を隊長とした自衛消防組織を編成している。

① 防災対策

消防設備等については、火災報知設備、消火栓、消火器等が適切に整備、配置され、消防法に基づく点検を年2回実施し、法令に従って消防署へ報告している。また、年1回のボイラー点検、地下タンクの点検整備を行う等、災害防止対策を実施している。

② 防犯対策

学内3ヶ所に防犯カメラを設置し、受付担当者が常時監視できるようにしている。午後5時15分以降は、受付に校務員1名が常駐し、午後6時30分から学内を巡回し、戸締りの確認、消灯等を行い、午後8時に閉門。その後の夜間は警備会社に委託している。

③ コンピュータシステムのセキュリティ対策

絶えず新しい情報を得ながら安全管理に努めている。

④ 省エネルギー対策

冷暖房の適切な温度管理、照明の節電、トイレの節水とそのための設備整備等、日々チェックしながら、全学体制で実践している。

⑤ 地球環境保全対策

古紙、廃油を始め、日常生活の中での廃品物のリサイクル可能な処理方法を取り入れている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校地と校舎は障害者に対応できるように徐々に整備しているが、今後も障害の種類と程度に応じて、整備する。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品については、時代に合った教育機器への整備を行う。教育環境改善の一環としてエアコンの設置も検討中である。

今後も諸規程を整備し、諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理していく。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練については、防火管理者の権限

のもとに、さらなる防災管理の徹底を図るようにしていく。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、個人情報管理も含めさらに周知徹底していく。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮として、今後購入する機器備品については、積極的にエコ商品を導入する方針である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

〈備付資料：46〉学内LANに関する資料

〈備付資料：47〉マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1の現状＞

学生は、情報教育棟のパソコンをレポートの作成やプレゼンテーションの準備のために、自由に使うことができる。

1年前期に履修する「情報システム論」を下記の目的で全学必修としている。

- ① オフィススイートを構成する基本的なアプリケーションソフトウェアであるワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトを利用する能力を養う。
- ② 情報を適切に整理・加工し、発信するための能力を養う。
- ③ インターネットを利用したコミュニケーションツールを扱う能力を養う。

この「情報システム論」では、下記の到達目標を掲げて、学生の情報技術の向上を図っている。

- ① レポート作成のための文書作成技術を身につける。
- ② 目的に応じてデータを加工・集計する技術を身につける。
- ③ プレゼンテーションのためのスライド作成技術を学び、豊かな表現力を身につける。
- ④ インターネットを利用したビジネスコミュニケーションの技術を身につける。

基準Ⅱ-B-1でも述べたように、学内LAN(資料：備付46)を整備することで、ペーパーレス化、業務の効率化を図っている。教職員のみがアクセスできる共有ドライブ、学生による閲覧はできるが書き込みはできない共有ドライブ、学生も自由にアクセスできる共有ドライブが用意され、書類のやり取りや教材の配付、レポートの提出も可能である。全教職員および学生のアカウント、ネットワークに接続されているパソコンなどの情報端末を管理するサーバーと、データを保存・共有するネットワーク上の記憶装置(NAS)を運用している。学生が利用可能な無線LANの設置も進め、学内の主要な教室や施設では設置がほぼ完了した(資料：備付47)。Google社のアプリケーションの一つであるClassroomやFormを利用して、学生への課題の提示・回収、確認テストの実行、出欠の管理などが行われている。AIリテラシー委員会が、情報教育担当教員と各専攻代表教員、事務次長から組織され、教職員のサポートにあたり、またセキュリティ対策を講じている。Google ClassroomやZoomなど、新たなシステムを導入する際には、教職員対象の講習会も実施している。

＜テーマ 基準Ⅲ-C技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

情報教育棟のハードウェアおよびソフトウェアは、教育上の目的からも常に最新のものであることが理想だが、どちらもバージョンアップのサイクルが短く、追いついていけないのが現状である。また、バージョンアップに際して、テキスト等の教材も改訂しなければならない課題を常に抱えている。

＜テーマ 基準Ⅲ-C技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

- 〈提出資料：10〉 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)
- 〈提出資料：11〉 事業活動収支計算書の概要
- 〈提出資料：12〉 貸借対照表の概要(学校法人全体)
- 〈提出資料：13〉 財務状況調べ
- 〈提出資料：14〉 資金収支計算書・資金収支内訳表
- 〈提出資料：15〉 活動区分資金収支計算書
- 〈提出資料：16〉 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
- 〈提出資料：17〉 貸借対照用
- 〈提出資料：18〉 事業報告書

- 〈提出資料：19〉事業計画書
- 〈提出資料：20〉予算書
- 〈提出資料：21〉諸規程：6 経理財務規程
- 〈備付資料：48〉財産目録及び計算書類
- 〈備付資料：50〉中期事業計画

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

(1)

令和2(2020)年度から令和4(2022)年度の資金収支および事業活動収支は以下のとおり

である。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
資金収支(資金収支差額)(法人)	△4,159千円	△43,482千円	109,733千円
事業活動収支(基本金組入前当年度収支差額)(短大)	△38,910千円	△16,550千円	△656千円
事業活動収支(基本金組入前当年度収支差額)(法人)	△22,172千円	△48,426千円	10,575千円

過去3年間の資金収支の状況をみると、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度は短大としては改善傾向であったが、高校の生徒数減少とエアコン整備、一人一台端末の整備などで法人全体としては支出超過で厳しい状況であった。令和4(2022)年度は学生・生徒数の減少が進んだものの、組織のスリム化等により法人全体の収支は改善した。

事業活動収支の状況をみると、短大は組織のスリム化などで徐々に改善してきており、法人全体としても基本金組入前当年度収支差額はプラスとなり、課題としていた人件費比率は70%未満に低下した。

貸借対照表の状況はおおむね健全に推移しており、令和4(2022)年度末の負債に対して十分な流動資産を保有している。

短大の収支は学校法人全体の収支に大きな影響を及ぼすが、短大改革への取組を進めるとともに、存続を可能にする金融資産を保有している。

退職給与引当金は目的通り100%を引き当てているが、令和4(2022)年度は施設設備引当金を取り崩して短大・高校の魅力づくりや教育改革のため、短大のグローバルラウンジなどの整備にあてた。

資産運用は経理財務規程を遵守し、満期保有を原則として元本100%償還を条件とした運用をしている。この1年で金利情勢が大きく変化し時価が低下している。

教育研究経費は教育活動収入の28%程度となっている。

教育研究用の施設設備や学習資源(図書など)への資金配分は適切に行っている。

公認会計士の監査意見に対しては積極的に対応している。

寄付募集はウェブサイトに掲載したり、同窓会などへ働きかけたりすることにより、毎年度実施している。学校債の発行はない。

入学定員充足率及び収容定員充足率は70%～80%前後で推移しており、これらの100%充足を最重要課題として、さまざまな改革、対策を講じている。

(2)

学校法人と短大は、中期事業計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を各部門の意向を集約して作成し、3月に評議員会の意見を聞いたうえで、理事会で決定している。

決定した事業計画や予算は学長はじめ各部門長から適切に指示している。

年度予算は各部門で経理財務規程に従って適正に執行されており、日常的な出納業務は各部門出納責任者において適正に処理されている。

資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は法人事務局において適切に行われており、実務の経理統括責任者である事務局長が毎月の試算表等を作成確認し、理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2について

- (a)日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成27年度～」のB1～D3に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b)文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

日本私学振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)はB0に属している。

本学は創立以来変わらないキリスト教の価値観に基づく建学の精神を有しており、それに基づいた教育目標は明確で、その目標の実現のために、必要な教育計画を立案し、継続的に実践していくという将来像は不変である。その一方、少子高齢化の進行と18歳人口の急激な減少、短大よりも4年制大学を志向する高校生の増加という現実の中で、理事長・学長によるリーダーシップのもと、短大の一部を4年制大学へ改組することについて検討を開始している。4年制大学への改組を見据えて、人事面においては博士号を持つ教員を増やしていく計画である。また、多数の科目を担当できる教員を採用して、非常勤講師を減らし、進路支援の責任者であった職員が退職した後、その職を教員が兼務する体制に変更す

るなどして、管理運営の合理化と人件費の圧縮も進めている。施設面でも近い将来の改組に備えて教室等の改装について調査をすでに開始した。国内では秋田県以外からの入学生を増やすべく、県外への積極的な募集活動と高校訪問を開始する予定である。

<テーマ 基準Ⅲ-D財的資源の課題>

少子高齢化の進行と18歳人口の急激な減少、短大よりも4年制大学を志向する高校生の増加という現実の中で、学生数の減少は財的状況の悪化に直結する。本学でも一部の専攻を4年制大学へ改組する計画に着手しており、教職員の業務の効率化をいっそう図りながら、入学者を増やすことが必要であると認識している。

<テーマ 基準Ⅲ-D財的資源の特記事項>

特になし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の『平成29(2017)年度自己点検・評価報告書』においては、次のように記述した。

人的資源については教員の年齢構成が高いほうに片寄っているので、今後の採用において調整すべきこととしている。教員の研究活動は日常的に、あるいは長期的に向上を図るように計画している。また、事務職員については、学習成果の向上に資するようにさらなる努力を重ねていくことにしている。

物的資源については、校舎、機器、備品と対象の範囲が広いが、更新、保管、維持管理をさらに適切なものへ改善していくこと、また、一方において省エネルギーなども含めて改善を考えている。

技術的資源については屋外設備の整備、実験実習室の器具、機器、備品などを学習成果に結びつくことを考慮しながら、その整備を順次行う計画である。

財的資源については今後もさらに効率的な運用を図ることに努めていきたい。また、財政の安定のために安定的な学生の確保、外部助成金の確保に努め、収支の均衡を目標に諸施策を実施していく。

教員については、平成30(2018)年度に40代、令和4(2022)年度に30代の、すでに博士号を取得している日本人教員を採用した。また、博士号は未取得だが、令和4(2022)年度には20代の日本人教員を1名採用している。このように、教員の年齢構成における若返りを図っている。

科学研究費の獲得については前回の認証(第三者)評価時に比べて増えている。教員の研究活動の充実と地方自治体や企業との連携を強化すべく、令和6(2024)年には「グローバル

ビジネスとイノベーション創造とリーダーシップ開発研究所」、「インクルーシブ保育・教育研究センター」、「遊びの環境研究センター」を立ち上げる構想を学長が明らかにしている。

施設設備については、令和4(2022)年春にザビエルホール(旧学生食堂)を全面改装してグローバルラウンジとした。さらに令和5(2023)年春には学生玄関とロッカー室を全面改装してキャリア支援ロビーとし、学生たちの自習や休憩、キャリア形成のために欠かせない場所とする計画である。教室や実験室・実習室のエアコン設置、耐震化工事も毎年進めている。

令和3(2021)年度と令和4(2022)年度は生活文化専攻の入学人数が募集定員を上回るなど、財政の安定を目指して、学生募集にも力を入れている。入学人数は学納金収入に直結するため、今後も学生募集活動に力を入れる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生生徒からの学納金収入が学園の財的基盤における根幹をなしており、今後も18歳人口の減少が続くことから、入学人数の確保に向けて対策が必要である。それには学園の教育方針と教育目的・目標を基に教育の質を高め、社会からの評価をいっそう高いものにしていくことが重要である。

併せて一部専攻の4年制大学への改組に向け、人事面において、改組を見越した採用をすでに行っている。施設・設備においても、よりよい教育環境を実現するため、改善を進めていく。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

- 〈提出資料：21〉 寄附行為
- 〈提出資料：22〉 理事会議事録[令和2(2020)～令和4(2022)年度]
- 〈提出資料：21〉 諸規程
- 〈備付資料：37〉 理事長の履歴書(教員個人調書)[令和5(2023)年5月1日現在]
- 〈備付資料：49〉 学校法人実態調査表(写し)
- 〈備付資料：50〉 中期事業計画

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1の現状＞

(1)

理事長は、本学園の設立母体である聖霊奉侍布教修道女会と創立者を同じくする神言修

道会の司祭であり、令和2(2020)年4月に理事・副学長に就任して、聖霊奉侍布教修道女会の修道者であった前理事長から令和3(2021)年2月に理事長職を引き継いでおり、建学の精神および教育理念・目的を深く理解し、学校法人の発展に寄与するため、設置する学校すべてに対して優れたリーダーシップを発揮して指導している(資料：備付37)。

理事長は寄附行為第11条の定めるところにより、学校法人の代表として求められるすべての業務を総理している。

また、寄附行為第14条(4)及び第33条の定めるところにより、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、監事による監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、意見を求めている。

(2)

理事会は、理事長によって理事および監事が招集され、2ヶ月に1回の原則で開催されている。また、理事会は、理事長が議長となって、学校法人にかかわる業務について審議決定しており、その審議を通して、自ら各理事、監事の職務が滞りなく執行されているか監督している(資料：提出22)。理事長は毎月運営委員会を開き、課題を検討させるとともに、理事会に先立って審議事項についての理解を深め、意思決定に遺漏がないよう事前協議を徹底している。

さらに、理事会は第三者評価についての計画や内容についての報告を受け、了承を与え、不備不足を指導し、責任を負う立場であることを理解している。

理事会は高等教育機関に係る情報、短期大学に係る地域の情報、学内の教育資源や教育計画、教育活動等、学内外の必要な情報を収集し、短期大学に係る審議や短期大学の発展に役立てるよう考えている。

理事会は短期大学設置基準をはじめ、文部科学省や厚生労働省による法令に基づき、滞りなく短大を運営していく法的な責任があることを認識している。

理事会は、学校法人の運営に必要な寄附行為及び同施行規則、その他必要な関連諸規程を整備している。また、理事会は、短期大学運営に必要な学則及び管理運営規則をはじめ短大が所管する規程も整備している。

(3)

理事は、建学の精神を理解し、健全な法人運営に係る学識や見識を持っていることを就任要請前に十分確認している。

寄附行為における理事の選任条項は私立学校法第38条の規定に基づいており、5名の理事が適切に選任されている。

また、寄附行為第10条(役員の解任および退任)第2項第4号は学校教育法の規定を準用したものとなっている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

少子化や人口減少など学園を取り巻く環境が厳しさを増す中であって、法人運営の重要な意思決定を行うためには、事前の情報収集や分析等が重要であり、運営委員会を機能させて、十分な事前準備と検討を行うことや理事間の情報共有が課題と考えている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

〈提出資料：23〉 教授会議事録[令和2(2020)～令和4(2022)年度]

〈提出資料：21〉 諸規程：22 教授会規則

26 学長任用規則

48 学生懲戒規程

〈備付資料：3〉 全体会議事録および配付資料(4月6日)

〈備付資料：**〉 専攻代表者会議議事録[令和4(2022)年度]

〈備付資料：37〉 教員個人調書[書式1][令和5(2023)年5月1日現在]

〈備付資料：38〉 教育研究業績書[書式2][令和5(2023)年5月1日現在]

〈備付資料：51〉 科会議議事録[令和4(2022)年度]

〈備付資料：52〉 専攻会議議事録[令和4(2022)年度]

〈備付資料：53〉 部会・委員会議事録[令和4(2022)年度]

〈備付資料：54〉 専攻代表者会議議事録[令和4(2022)年度]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定し

ている。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1の現状>

学長は、本学園の設立母体である聖霊奉侍布教修道女会と創立者を同じくする神言修道会の司祭であり、建学の精神に精通するのみならず、その実践者として高潔な人格を有し、また博士号を持つ研究者として優れた学識を有している(資料：備付37, 38)。学園の理事長として、短大・高校・幼稚園保育園を統括する立場にもあり、学校運営に関して識見を有している。建学の精神に基づく教育研究を推進し、新たな研究所の設立や4年制大学への一部改組を計画するなど、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

学長は毎年度の初めに開かれる全体会において建学の精神について全教職員に対して講話を行い、教育活動重点事項を示している(資料：備付3)。ほぼ毎月開かれる全体会で、年間を通じて、短大運営について、学園の中期計画・長期計画について、学園の将来構想について、スライドを利用しながら、教職員に語っている。学長は教学運営の最高責任者として、諮問機関である教授会の意見を聴きながら、最終の判断を下している。

学則第62条に基づいて、学生の懲戒に関する規程(資料：提出 諸規程48)が定められている。学長は校務をつかさどり、教職員を統括している。

学長は学長任用規則(資料：提出 諸規程26)に基づいて理事会で選出され、理事長が任命している。

教授会は、学則の第40条から第45条において、その組織や運営、諮問事項が規定されており、学長、教授、准教授、さらに学長が指名した教職員で構成されている。教授会規則(提出：諸規程22)において、具体的な運営方法が定められている。原則として毎月1回開催されており、令和4(2022)年度の教授会開催状況は下記のとおりである(資料：提出23)。なお、本学に併設大学はない。

年 月 日	主 な 案 件	出席者数	定数
令和4(2022)年 4月20日	1. 退学願について 2. 2023年度入学者選抜実施要項について 3. 教務部から (1) 入学前の既修得単位の認定について (2) 単位互換協定に基づく他大学における修得単位の認定について 4. その他	12人	12人

	生活こども専攻のコース制導入について		
令和4(2022)年 7月6日	2023年度年間行事(前期)について - 聖霊女子短期大学(人を対象とする研究)倫理審査委員会規程の一部変更について 2023年度入学者の学則の一部変更について - その他	12人	12人
令和4(2022)年 9月7日	- 退学願について - 科目等履修生の受入れについて - その他	12人	12人
令和4(2022)年 9月21日	- 退学願について - その他	12人	12人
令和4(2022)年 10月17日	「聖霊女子短期大学動物実験規程」の変更について - その他	12人	12人
令和4(2022)年 11月14日	- 退学願について - その他	12人	12人
令和4(2022)年 12月7日	2023年度年間行事予定について 2023年度入学者学則一部変更について - その他	12人	12人
令和5(2023)年 2月7日	2023年度入学者専攻科特別枠学生募集について 2022年度専攻科健康栄養専攻修了認定について - その他	12人	12人
令和5(2023)年 3月7日	- 卒業認定・修了認定 2023年度入学者 本科特別枠学生募集について - その他	12人	12人
令和5(2023)年 3月17日	2023年度入学者 本科 特別枠選抜募集要項について - 退学願について - その他	12人	12人

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

本学は小規模短大であり、令和4(2022)年度の常勤教員は28名で、多くの教員が複数の部会や委員会のメンバーを掛け持ちしている。教員の事務的な負担をできるだけ軽減し、効

果的な授業、学生指導、研究活動に時間が割けるように、令和3(2021)年2月に現学長が就任して以来、部会・委員会等の再編と学務分掌の見直しを進めてきた。今後もなお、より効率的な学校運営を目指して、組織の見直しを進めていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

＜根拠資料＞

〈提出資料：21〉 寄附行為

〈提出資料：24〉 評議員会議事録[令和2(2020)～令和4(2022)年度]

〈備付資料：54〉 専攻代表者会議議事録[令和4(2022)年度]

〈備付資料：55〉 監事の執務執行状況[令和2(2020)～令和4(2022)年度]

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1の現状＞

2名の監事は寄附行為第14条の規定に基づいて、業務面、財産・会計面および教学面について計画的に監査を行っている。理事会・評議員会には毎回出席し、学園全体の業務等の確認を行うとともに、必要に応じて毎回積極的に意見を述べている(資料：備付55)。

財務の監査については、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会および評議員会に提出している(資料：提出24)。また、公認会計士との協議も毎年度計画的に行っている。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2の現状＞

理事定数5人の2倍を超える11人の評議員が選任されており、寄附行為第18条(評議員会)の規定に基づき、適切に運営している。令和4(2022)年度の評議員会の開催状況は次の表のとおりである(資料：提出24)。

年 月 日	主 な 議 案	出席者数	定員
令和4 (2022)年 5月28日	1. 2021年度事業報告および決算について 2. 2021年度「心を育む体験」応援募金の状況等について 3. 2022年度予算の補正について 4. 短大 現況報告 5. 高等学校 2022年度の取組について 6. 高等学校 現況報告 7. 幼稚園保育園 現況報告	11人 (監事2人も出席)	11人
令和5 (2023)年 3月27日	1. 理事の退任および新理事の選任について(報告) 2. 評議員の退任および新評議員の選任について 3. 新たな寄付募集について 4. 2023年度事業計画について 5. 2023年度予算について 6. 2023年度入学者等の状況について 7. 2023年度年間行事予定について 8. 2023年度評議員会の日程について	11人 (監事2人も出席)	11人

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している。

<区分 基準Ⅳ-C-3の現状>

教育情報については、学校教育法施行規則の規定に基づき、寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準については、私立学校法の規定に基づき、ウェブサイトにおいて公表・公開し、説明責任を果たしている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

理事長と学長のガバナンス、理事会・評議員会による審議と結果は適切であり、ガバナンス上の課題は見当たらないが、令和5(2023)年の私立学校法の改正に伴い、理事会・評議

員会の構成について、寄附行為改正案を作成・審議し、文部科学省へ申請する手続きを令和6(2024)年度中に行う計画である。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の『平成29(2017)年度自己点検・評価報告書』においては、次のように記述した。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

リーダーシップ

大きくは教学運営すべてにわたって、常に改善点を求めていくことが前提である。とりわけ教授会におけるリーダーシップは重要である。この認識から教授会案件の事前理解については、定例的、計画的な機会を設けることについて改善計画を記した。このことの実施は、案件提出の該当教員だけでなく、教員組織全体に対して意識を高め、結果確認や反省を通して、次年度につながることをとてたゆみなく行う。

ガバナンス

- 監事については、その役割、機能ともによく行われている。さらによく行われるために必要な配慮を行い、積極的に意見を求めていくように努める。
- 評議員会は出席率もよく、良い協議が行われている。さらに充実させるためには、これまで以上に良い協議資料づくりに努めるようにする。
- 管理運営についてもよく行われているが、さらに充実していくために、点検の励行、担当相互の連絡を密にし、情報と問題等の共有化を図る。

令和3(2021)年2月の新学長就任後、学内の組織を徐々に改め、組織のスリム化、業務の効率化を図っている。学長・科長・専攻主任から成る専攻代表者会議において、教授会・全体会での案件について、事前に検討するようになった(資料：備付54)。

法人では令和4(2022)年度から理事を5名に減員し、それに合わせて評議員も11名に減員した。以降の評議員会では欠席者は皆無である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学校法人としての管理運営体制は確立されているが、少子高齢化の進行とともに、経営環境がさらに厳しくなっていく状況を考慮すると、理事会においては理事長のリーダーシップのもと、全理事が経営・財務の実態を客観的に把握し、より戦略的な議論を行うことが求められる。

理事長・学長は短期大学の一部を4年制大学に改組する計画に言及しており、学長によるリーダーシップのもと、教学運営の体制を整備・強化しながらも、より効率的な運営を推進して、教員の事務的負担を軽減していく。

[様式9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1. 学生便覧[令和4(2022)年度] 2. ウェブサイト「建学の精神」 https://www.akita-seirei.ac.jp/tandai/about/spirit/ 4. ウェブサイト「三つの方針」 https://www.akita-seirei.ac.jp/tandai/about/policy/
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	3. 学則[令和4(2022)年度]
教育目的・目標についての印刷物等	1. 学生便覧[令和4(2022)年度]
学習成果を示した印刷物等	1. 学生便覧[令和4(2022)年度] 5. シラバス[令和4(2022)年度]
C内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	7. 自己点検・評価実施規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	1. 学生便覧 4. ウェブサイト「三つの方針」 https://www.akita-seirei.ac.jp/tandai/about/policy/
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1. 学生便覧 4. ウェブサイト「三つの方針」 https://www.akita-seirei.ac.jp/tandai/about/policy/
入学者受入れの方針に関する印刷物等	1. 学生便覧 4. ウェブサイト「三つの方針」 https://www.akita-seirei.ac.jp/tandai/about/policy/ 9. 入学者選抜実施要項[令和5(2023)年度入学者用]
シラバス ■ 令和5(2023)年度 ■ 紙媒体又は電子データ(PDF)	5. シラバス[令和4(2022)年度]

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
で提出	
学年暦 ■ 令和4（2022）年度	1. 学生便覧[令和4(2022)年度]
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	1. 学生便覧 5. シラバス[令和4(2022)年度]
短期大学案内 ■ 令和4（2022）年度入学者用及び 令和5（2023）年度入学者用の2 年分	6. Guide Book 2022[令和4(2022)年度入学者用] 7. Guide Book 2023[令和5(2023)年度入学者用]
募集要項・入学願書 ■ 令和4（2022）年度入学者用及び 令和5（2023）年度入学者用の2 年分	8. 令和4(2022)年度 入学者選抜実施要項 9. 令和5(2023)年度 入学者選抜実施要項
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要（過去3年間）」 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式3]、「財務状況調べ」[書式4] ■ 本協会にのみ電子データ（Excelファイル）も提出	10. 活動区分資金収支計算書(学校法人全体)[書式1] [令和2(2020)～令和4(2022)年度] 11. 事業活動収支計算書の概要[書式2] [令和2(2020)～令和4(2022)年度] 12. 貸借対照表の概要(学校法人全体)[書式3] [令和2(2020)～令和4(2022)年度] 13. 財務状況調べ[書式4] [令和2(2020)～令和4(2022)年度]
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去3年間（令和2.（2020）年度～令和4（2022）年度）計算書類（決算書）の該当部分	14. 資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和2(2020)～令和4(2022)年度]
活動区分資金収支計算書 ■ 過去3年間（令和2（2020）年度～令和4（2022）年度）計算書類（決算書）の該当部分	15. 活動区分資金収支計算書 [令和2(2020)～令和4(2022)年度]
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去3年間（令和2（2020）年度～令和4（2022）年度）計算書類（決算書）の該当部分	16. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和2(2020)～令和4(2022)年度]

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
貸借対照表 ■ 過去3年間（令和2（2020）年度～令和4（2022）年度）計算書類（決算書）の該当部分	17. 貸借対照表 [令和2（2020）～令和4（2022）年度]
事業報告書 ■ 過去1年間（令和4（2022）年度）	18. 事業報告書[令和4（2022）年度]
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度（令和5（2023）年度）	19. 事業計画書[令和5（2023）年度] 20. 予算書[令和5（2023）年度]
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	21. 学校法聖霊学園寄附行為
理事会議事録（原本証明付き写し） ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度） ■ 電子データ（PDF）による提出	22. 理事会議事録 [令和2（2020）～令和4（2022）年度]
諸規程集 ■ 電子データ（PDF）による提出	※下記に別途記述
B 学長のリーダーシップ	
教授会議事録（写し） ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度） ■ 電子データ（PDF）による提出	23. 教授会議事録 [令和2（2020）～令和4（2022）年度]
C ガバナンス	
評議員会議事録（原本証明付き写し） ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度） ■ 電子データ（PDF）による提出	24. 評議員会議事録 [令和2（2020）～令和4（2022）年度]

※＜諸規程集＞

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の＜根拠資料＞（テーマごと）には、以下のとおり記述してください。
 - ・ 個々の規程を記述する場合は、「提出資料・規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください（例：提出資料・規程集 1 ○○委員会規程）。
 - ・ 基準Ⅳ（様式8）のテーマA「理事長のリーダーシップ」において、根拠資料として提出資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「提出資料・規程集」と記述してください。

番号	規 程 名
1	聖霊学園_寄附行為
2	聖霊学園_寄附行為施行細則
3	聖霊学園_運営委員会規程
4	聖霊学園_事務局規程
5	聖霊学園_役員報酬に関する規則
6	聖霊学園_経理財務規程
7	聖霊学園_固定資産管理規程
8	聖霊学園_調達規程
9	聖霊学園_事務局文書取扱規程
10	聖霊学園_公印規程
11	聖霊学園_永年勤続者表彰規程
12	聖霊学園_弔慰内規
13	聖霊学園_通勤手当支給規程
14	聖霊学園_育児休業等に関する規則
15	聖霊学園_介護休業等に関する規則
16	聖霊学園_財産目録等の閲覧に関する規則
17	聖霊学園_公益通報者保護規則
18	聖霊学園_個人番号および特定個人情報取扱規則
19	聖霊女子短期大学学則
20	聖霊女子短期大学管理運営規則
21	聖霊女子短期大学の事務組織およびその運営に関する規則
22	聖霊女子短期大学教授会規則
23	聖霊女子短期大学就業規則
24	聖霊女子短期大学給与規程
25	聖霊女子短期大学出張および旅費規程
26	聖霊女子短期大学学長任用規則
27	聖霊女子短期大学専任教員服務細則
28	聖霊女子短期大学教員資格審査規程
29	聖霊女子短期大学副学長任用規則
30	聖霊女子短期大学科長任用規則
31	聖霊女子短期大学海外留学ならびに海外出張規程
32	聖霊女子短期大学特別研究費規程
33	聖霊女子短期大学有期雇用職員に関する就業規則
34	聖霊女子短期大学名誉教授規程
35	聖霊女子短期大学客員教授規程
36	聖霊女子短期大学奨学金に関する規程
37	聖霊女子短期大学学位規程

38	聖霊女子短期大学研究生規程
39	聖霊女子短期大学自己点検・評価実施規程
40	聖霊学園公用車両安全運転管理規程
41	聖霊学園公用車両運転者服務規程
42	聖霊学園自家用車通勤規程
43	聖霊学園自家用車業務上使用規程
44	聖霊学園自動車事故取扱規程
45	聖霊学園建造物錠・鍵・マスターキー管理規程
46	聖霊女子短期大学_学生相談室規程
47	聖霊女子短期大学_図書館利用規程
48	聖霊女子短期大学_学生懲戒規程
49	聖霊女子短期大学_ハラスメントに関する規程
50	聖霊女子短期大学_個人情報保護規程
51	聖霊女子短期大学_聖霊女子短期大学付属高等学校卒業生の入学金減免規程
52	聖霊女子短期大学_社会人入学生規程
53	聖霊女子短期大学_科目等履修生に関する規程
54	聖霊女子短期大学障害のある学生支援規程 資料1 合理的配慮提供までの手順 資料2 本学における合理的配慮提供概要図 資料3 学生パンフレット合理的配慮 合理的配慮_申請書・依頼書・再検討依頼書・合意内容書
55	聖霊女子短期大学（人を対象とする研究）倫理規程
56	聖霊女子短期大学（人を対象とする研究）倫理審査委員会規程 聖霊女子短期大学（人を対象とする研究）計画書・計画変更申請書・計画中止申請書
57	聖霊女子短期大学_研究倫理教育実施規程
58	聖霊女子短期大学研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
59	聖霊女子短期大学_公的研究費の管理・監査に関する規程 聖霊女子短期大学_公的研究費の適正な使用に関する行動規範 聖霊女子短期大学_研究活動に係る行動規範 聖霊女子短期大学_取引にあたっての注意事項・誓約書 聖霊女子短期大学_公的研究費に関する誓約書
60	聖霊女子短期大学動物実験規程
61	聖霊女子短期大学相互評価規程
62	聖霊女子短期大学総務部会規程
63	聖霊女子短期大学教務部会規程
64	聖霊女子短期大学学生部会規程
65	聖霊女子短期大学進路支援部会規程
66	聖霊女子短期大学宗教・社会福祉委員会規程
67	聖霊女子短期大学募集委員会規程

68	聖霊女子短期大学紀要委員会規程
69	聖霊女子短期大学紀要投稿規程
70	聖霊女子短期大学特別研究委員会規程
71	聖霊女子短期大学図書委員会規程 図書館図書等の収書方針、図書館図書等の除籍に関する内規
72	聖霊女子短期大学教職員研修委員会規程
73	聖霊女子短期大学評価委員会規程
74	聖霊女子短期大学AIリテラシー委員会規程
75	聖霊女子短期大学ロボット研究会規程

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」にはURLも記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和4（2022）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和5（2023）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和5（2023）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和4（2022）年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式9の通しページを付してください。

(1) 記述の根拠となる資料等一覧 (備付資料)

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1. 学園史－光のまなびや－ 2. 聖霊学園百年史(冊子)、聖霊学園110年史(CD)
地域・社会の各種団体との協定書等	3. 全体会議事録および配付資料(4月6日) 4. 学園教職員研修会しおり(10月31日) 5. 2022年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」報告書 秋田県における女性の活躍推進に向けた栄養士育成教育の強化 6. 学内報[令和4(2022)年度]
B 教育の効果	
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料] 教育の効果	7. GPA一覧表[令和4(2022)年度] 8. 卒業・修了アンケート[令和4(2022)年度] 9. 卒業生の就職先アンケート[令和4(2022)年度] 10. 学生による授業評価[令和4(2022)年度]
C 内部質保証	
過去3年間(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度)に行った自己点検・評価に係る報告書等	該当なし
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	該当なし
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	該当なし
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	該当なし
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料] 特記事項	7. GPA一覧表[令和4(2022)年度] 8. 卒業・修了アンケート[令和4(2022)年度] 9. 卒業生の就職先アンケート[令和4(2022)年度] 10. 学生による授業評価[令和4(2022)年度]
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	8. 卒業・修了アンケート[令和4(2022)年度] 9. 卒業生の就職先アンケート[令和4(2022)年度]
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	該当なし
職業又は実際生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	9. 卒業生の就職先アンケート[令和4(2022)年度]
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	8. 卒業・修了アンケート[令和4(2022)年度] 10. 学生による授業評価[令和4(2022)年度]

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
	32. 自宅外通学学生アンケート報告[令和5(2023)年度] 33. 「短大生(聖霊女子短期大学)調査2023」の調査結果 [令和5(2023)年度]
就職先からの卒業生に対する評価結果	9. 卒業生の就職先アンケート[令和4(2022)年度]
卒業生アンケートの調査結果	8. 卒業・修了アンケート[令和4(2022)年度]
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	GuideBook 2024[令和5(2023)年度入学者用] ※〈提出資料7〉と同一 入学者選抜実施要項(願書含む) [令和5(2023)年度入学者用] ※〈提出資料9〉と同一
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	11. 合格者心得[令和5(2023)年度入学者用]
学生の履修指導(ガイダンス、オリエンテーション)等に関する資料	12. オリエンテーション日程[令和4(2022)年度] 13. 時間割[令和4(2022)年度] 14. 秘書士課程・情報処理士課程・ビジネス実務士課程 の手引き[令和4(2022)年度] 15. 履修の手引き 保育士養成課程 幼稚園教諭(二種 免許状)養成課程[令和4(2022)年度] 16. 栄養士課程の手引き[令和4(2022)年度] 17. フードスペシャリスト資格取得の手引き[令和 4(2022)年度]
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	18. アドバイザー連絡カード 28. 学籍簿
進路一覧表等の実績についての印刷物等 ■ 過去3年間(令和3(2021)年度～令和5(2023)年 度)	29. 卒業生の状況(就職・進学) [令和2(2020)～令和4(2022)年度]
GPA等の成績分布	7. GPA一覧表[令和4(2022)年度]
学生による授業評価票及びその評価結果	10. 学生による授業評価[令和4(2022)年度]
社会人受け入れについての印刷物等	入学者選抜実施要項(願書含む) [令和5(2023)年度入学者用] ※〈提出資料9〉と同一 26. 社会人入学生規程
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
留学生の受入れについての印刷物等	該当なし

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料] 学生支援	19. 委員会・サークル顧問の役割[令和4(2022)年度] 20. 自宅外通学学生アンケート報告[令和4(2022)年度] 21. 短大生(聖霊女子短期大学)調査2022年 22. 保健室務記録 [令和5(2023)年度] 23. 学生相談室規程 24. 学生相談室規程 25. 危機管理マニュアル 27. 障害のある学生支援規程

基準Ⅲ：教育資源と財的資源

A 人的資源

専任教員の個人調書又は基幹教員の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 21] (令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在) ■ 教育研究業績書 [様式 22] (過去 5 年間 (平成 30 (2018) 年度～令和 4 (2022) 年度))	37. 教員個人調書 [様式21] [令和5(2023)年5月1日現在] 38. 教育研究業績書 [様式22] [平成30(2018)～令和4(2022)年度]
非常勤教員一覧表又は基幹教員以外の教員一覧表 [様式 23]	39. 非常勤教員一覧表 [様式23]
専任教員又は基幹教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度 (令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在)	40. 専任教員の年齢構成表 [令和5(2023)年5月1日現在]
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間 (令和 2 (2020) 年度～令和 4 (2022) 年度)	42. 聖霊女子短期大学紀要 [令和2(2020)～令和4(2022)年度]
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 ■ 過去3年間 (令和2(2020) 年度～令和4(2022) 年度)	40. 科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 29. 2022年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書～秋田県の地域文化理解と情報発信力養成により、地方の活性化に貢献する取組 30. 2022年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書～子どもが喜ぶ中食・内食の「和惣菜」開発を通じた県内産業即戦力育成プログラム 5. 2022年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書～秋田県における女性の活躍推進に向けた栄養士育成教育の強化 31. 2021年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書～秋田県の地域文化理解と情報発信力養成により地方の活性化に貢献する取組

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
	32. 2021年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書～ふるさと「秋田の夢・未来の担い手」となる保育者の養成 33. 2021年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書～秋田県における女性の活躍推進に向けた栄養士育成教育の強化 34. 令和2年度「秋田県の地域文化理解と情報発信力養成により、地方の活性化に貢献する取組 35. 令和2年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書 豊かな表現力と創造力を発揮できる保育者育成の取組 36. 令和2年度「私立大学等即戦力人材育成支援事業」実績報告書 地域の即戦力となる栄養士養成のキャリア教育の取り組み強化
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 認証評価を受ける年度（令和5（2023）年5月1日現在）	41. 事務局職員一覧表 [令和5(2023)年5月1日現在]
FD活動の記録	6. 聖霊女子短期大学学内報[2022年度]No. 245
SD活動の記録	6. 聖霊女子短期大学学内報[2022年度]No. 245
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	43. 校地、校舎に関する資料 44. 消防計画
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	45. 図書館に関する資料
C 技術的資源	
学内LANの敷設状況	46. 学内LANに関する資料
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	47. マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図
D 財的資源	
寄附金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間（令和2(2020)年度～令和4(2022)年度）	48. 財産目録及び計算書類 [令和2(2020)～令和4(2022)年度]
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■ 第三者評価を受ける年度（令和5(2023)年5月1日現在）	37. 教員個人調書 [書式1] [令和5(2023)年5月1日現在]

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去3年間（過去3年間(令和2(2020)年度～令和4(2022)年度)	49. 学校法人実態調査表(写し)
事業に関する中期的な計画 ■ 令和4（2022）年度計画を含むもの	50. 中期事業計画
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書〔様式21〕（令和5(2023)年5月1日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場合、又は、基幹教員として授業を担当している場合、過去5年間（平成30(2018)年度～令和4(2022)年度）の教育研究業績書〔様式22〕	37. 教員個人調書〔様式21〕〔令和5(2024)年5月1日現在〕 38. 教育研究業績書〔様式22〕 [平成30(2018)～令和4(2022)年度]
委員会等の議事録 ■ 過去1年間（令和4(2022)年度）	51. 科会議事録〔令和4(2022)年度〕 52. 専攻会議事録〔令和4(2022)年度〕 53. 部会・委員会議事録〔令和4(2022)年度〕 54. 専攻代表者会議議事録〔令和4(2022)年度〕
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去3年間（令和2(2020)年度～令和4(2022)年度）	55. 監事の執務執行状況（私立学校法第37条第3項） [令和2(2020)～令和4(2022)年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	